

第7回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和6年3月8日（金）

午前 9時30分 開 会

委員長 皆さん、おはようございます。予算審査特別委員会の委員長に選任されました北村嗣雄です。定められた日程内に審査が終了できるように努めますので、改めて皆様のご協力お願いいたします。

出席委員数は全員であります。会議は成立しております。

ただいまから令和6年度西和賀町各会計予算についての予算審査特別委員会を開きます。

なお、高橋雅一議長にあっては、地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

次に、内記町長より提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

あわせて、傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では傍聴の際の留意事項をお守りください。

審査を始める前に、当職から委員及び執行機関の皆さんにお願いがあります。委員各位におかれましては、質問する内容についてあらかじめ調べておられることと思いますが、各課の審査の冒頭で担当課長から本日の出席職員の職、氏名、主な担当業務を紹介した後に歳入歳出予算の概要説明を受け、審査していきます。あわせて、4月1日から新しい課に再編される予定になっておりますが、今回の審査では予算を計上した課、いわゆる現行の課の構成で審査を行います。

審査は各課ごとに行い、各課ごとの一般会計の質疑に関し、歳入については一括で、歳出についてはページごとに進めます。一方、委員会、

特別会計、事業会計については歳入歳出とも一括して質疑を受けますので、よろしくお願いします。

本特別委員会では、質問の回数制限は設けませんが、ただ単に事業の内容を問うもの、計数のみを問うような質問は慎んでいただきますが、十分質疑を尽くしていただきたいと思います。

また、西和賀町議会ではタブレット端末を使用し、ペーパーレス化に取り組んでおりますので、質問者、答弁者とも質問、答弁する資料とページを明確にしてから発言するようにお願いいたします。あわせて、質問者、答弁者は簡潔明瞭にお願いいたします。

特別委員会に出席した説明員の答弁に当たって、課長代理まで答弁できることとしておりますが、答弁する説明員は挙手をし、当職の許可を得てから答弁するようにしてください。

初めに、特別委員会の日程については、印刷配付のとおりで、本日から3月13日までの審査日程で終わるようにしたいと思いますが、この際委員各位に確認します。本委員会に付託されました議案は、令和6年度各会計予算の8議案であります。本日は総務課、選挙管理委員会、ふるさと振興課、企画課、町民課、観光商工課、さわうち病院の審査を、9日、10日は休会になります。11日は健康福祉課、税務課の審査を、12日は学務課、生涯学習課、農業委員会、農業振興課、林業振興課、建設課、上下水道課の審査を、13日は会計課を含め総括的な質疑を行いたいと思いますが、この日程で進めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

委員長 異議なしと認めます。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、最終日に行う総括質疑にあつては、複数の課にわたる予算に関する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととします。このため各課ごとの際に質問し忘れた、再度確認したいなどの理由による質問は認めませんので、ご協力願います。改めて委員各位と執行機関の皆さんに審査に対するご協力をお願い申し上げます。

それでは、直ちに日程に従って審査を進めます。

初めに、総務課の審査を行います。総務課が所管するのは2款総務費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出金並びに選挙管理委員会費もありますので、併せて審査します。総務課長より予算の概要説明を求めます。

総務課長。

総務課長 改めましておはようございます。総務課並びに選挙管理委員会に係る令和6年度の予算審査、よろしくお願いします。

説明の前に、本日出席しております総務課職員を紹介させていただきます。なお、紹介は、職、氏名、主な業務の順で紹介します。初めに、私の左側になりますが、課長代理、高橋毅です。主な業務は、入札、庁内ネットワークのほか、デジタル関係などでございます。次に、主査、佐々木一成、主な業務は財産管理、庁舎管理、選挙管理委員会関係などでございます。次に、主任、高橋宏希、主な業務は地域防災計画、災害対応等になります。次に、私の右側になりますが、課長代理、小松睦美、主な業務は町議会、庁議、職員の任免などでございます。次に、主査、北島幸子、主な業務は条例等の審査並びに公布及び告示、情報公開、研修などでございます。次に、主査、三浦美穂、主な業務は会計年度任用職員等の任免、配置、給与、福利厚生などでございます。最後に、私は総務課長の吉田博樹です。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で職員の紹介を終わります。よろしくお

願います。

それでは、総務課の令和6年度当初予算の概要について、令和6年度一般会計予算歳入歳出明細書、抜粋になりますが、そちらに基づき説明をさせていただきます。初めに、歳出について説明いたします。歳入歳出明細書の4ページからになりますが、総務課所管予算については経常的な経費が主なものとなりますが、前年度から内容や金額が変わった部分などの概要について説明をしたいと思います。

初めに、2款1項1目一般管理費、総務事務費についてでございますけれども、6ページになります。13節使用料及び賃借料に電子入札コアシステム賃借料48万円、電子入札システム使用料184万8,000円、また7ページの18節負担金、補助及び交付金に入札参加資格申請受付システム共同利用負担金152万円を計上してございます。電子入札システムについては、令和5年度から運用、今年度から運用を始めておりますけれども、令和6年度が本格運用の年となることから、その経費を見込んでいるものでございます。

次に、5目財産管理費424万7,000円の減額になってございますが、令和5年度の湯田庁舎等管理費、旧下前分校石碑移設工事及び湯本家屋解体工事198万1,000円及び公用車管理費の公用車1台の更新費用220万5,000円などの減額によるものでございます。次に、8ページでございます。公用車管理費、10節需用費の修繕料になりますが、70万7,000円、こちらは公用車4台分の車検修繕料が主なものでございます。

次に、9ページでございます。6目企画費、行政情報化推進事業のシステム標準化対応業務委託料313万8,000円は、国で定めた標準準拠システムへ滞りなく対応するため、現在使用している住基システムの調査及び令和7年度に実施する作業の計画を策定するための委託料になります。また、10ページのチャットシステム使用料211万2,000円は、職員間の電話以外の連絡手

段、いわゆる自治体専用ビジネスチャットツールになるわけですが、こちらの導入により業務の改善を図ろうとするものでございます。

13ページ、9款1項1目、消防設備管理費の10節需用費の修繕料128万円は、消防車両10台分の車検修繕料でございます。

14ページになります。2目常備消防費639万1,000円の増額は、北上地区消防組合分賦金の増によるものでございます。

3目消防施設費2,033万9,000円の増額は、今年度、令和6年度小型動力ポンプ積載車2台、こちら大野と若畑を予定してございますし、小型動力消防ポンプ1台、こちらは若畑に予定してございますが、こちらの購入費等の経費を見込むものでございます。事業の詳細は、予算説明書15ページに掲載してございますので、後ほど確認していただければと思います。

4目防災対策費842万7,000円の増額は、16ページになりますが、全国瞬時警報システム、Jアラートになりますけれども、こちらの改修工事が主なものとなります。この工事は、現在の衛星通信システムから衛星回線が令和7年には使用できなくなるため、新たに庁舎の屋上へアンテナを設置する工事を行うものでございます。財源としては、緊急防災・減災事業債の充当を予定してございます。

続いて、歳入について説明をいたします。主なものについて説明いたします。2ページをお開きいただきたいと思います。16款国庫支出金、総務管理費補助金、デジタル基盤改革支援事業費652万7,000円は、歳出のシステム標準化対応業務委託料及び自治体DX文字同定対応業務委託料に対しての10分の10、全額の補助金になります。

23款町債、消防債2,290万円は、小型動力ポンプ付積載車購入事業及び全国瞬時警報システム、Jアラート改修工事の財源として地方債を見込むものでございます。

以上で総務課に係る予算概要の説明を終わ

ります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、次に移ります。

次に、歳出に関し、ページごと質疑を進めます。歳出に当たっては、2款の総務費からになりますが、ページを追って質疑を行います。

最初に、総務費、4ページからですが、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、5ページに移ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 6ページに進行します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 7ページに移行します。

唐仁原俊博君。

6番 7ページのモバイルレコーダー編集アカウントというのが計上されていますけれども、これはどういったもので、どんな使い方をされているのかなということを教えてください。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

モバイルレコーダー編集アカウント使用料でございますけれども、こちら専用のモバイルレコーダー、いわゆる録音機で録音した音声データをAIによって文字起こしするものでございます。例えば会議の記録ですとか、そういったものを作成するために使っているものでして、そのアカウントの利用する権利の使用料ということになってございます。

以上でございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 専用の端末とおっしゃいましたか。ということは、1つ。では、会議が複数あったりすると、それは対応し切れないのですか。省力化

という点で非常にいいと思いますし、やっぱり一般質問でも言いましたけれども、会議とかの内容ができるだけ公開されるようにしてほしいので、必要であれば、多少お金がかかってもいいと思いますので、いろいろ対応していただくのがいいかなと思いました。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 では、ページ移行します。8ページ。

(なしの声)

委員長 9ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、次に移行します。10ページ。

(なしの声)

委員長 11ページ。

(なしの声)

委員長 では、ページ移行します。12ページ。

(なしの声)

委員長 13ページ。

(なしの声)

委員長 14ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、15ページ。

高橋宏君。

8番 私からドローンの保守点検の手数料とドローンの機体保険料、昨年の決算で同僚委員から、このドローンについて質問があったと思うのですが、雨の日は使えないというような話だったと思います。同じ機種の手検料、保険料なのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今2機体ございますけれども、同じ機種でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 こういう機具は日々進化しておりまして、こういう防災に使うというのであれば、雨のときに使うような機種も出ていると思います。毎年この手数料、保険料がかかるのであれば、新

しい機種への転向ということも考えるべきだと思いますけれども、その辺の検討はなされたのかお伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

確かに導入してから今3年ほど経過したドローンになってございまして、日々ドローンも進化してございます。夜間でも対象物が見えたりでしたり、いろいろな進化をしまして、また値段も上がってきているようでございます。いろいろ私たちも探したり、安くていいものということで検討はさせてもらってございますけれども、年数とともに更新の時期というものがございまして、その辺含めて今後検討していきたいというふうに思います。

委員長 刈田敏君。

11番 私も今のに関連してですけれども、この2台についての使用について、どのようなことをやるかというのを、どういうドローンを使用するのかということの確認と、あと頻度についてどれぐらい昨年あったのか、その辺お伺いたします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

実績のほうですが、ちょっとここに資料がないのですが、昨年度間違いなく使っているのは防災訓練の際、住民の皆さんにこのような活用ができますよということで、モニターを体育館のほうに用意して、ドローンを飛ばして、その地域の状況の把握ができるというような内容で活用させてもらった部分はございます。それ以外、昨年の災害の際は出ていないということで答弁した記憶がございます。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

11番 あと、その内容ですけれども、災害に対して使用するという形でいいかと思っておりますけれども、横断的に熊とか、そういうのに対して対応するということはできないものなのか、その

辺お伺いします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えします。

今の熊等に活用できないかというご質問でございますけれども、一応ドローンの運転の資格といたしますか、講習を受けた者は、それぞれの活用できそうな課の職員に、一人一人にそういう免許といたしますか、講習を受けてもらっています。林業振興課にもそういった職員でございますので、活用の仕方によりまして、最新型ですと熊も撮影できるようなドローンも今あるというふうには聞いてございますが、私どもの持っているドローンでそこまで見られるかどうかという、疑問なところもありますので、活用できるようであれば、できる方向で今後検討させてもらいたいと思います。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 やっぱり横断的に使用しないと、訓練してみんなで見ているだけでは、ちょっと用を足さないと思うので、その辺は検討していくべきだと思いますけれども、いかがですか。

委員長 総務課長。

総務課長 委員おっしゃるとおり、横断的に活用できるように今後取組を進めていきたいというふうに思います。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 今のドローンのところなのですけども、これはドローンは機体は購入したやつでいいのですよね。さっきも出ていましたけれども、機材の更新のペースが結構早いので、今後のことですけども、リースとかも含めて検討されていったほうがいいのではないかなと。機体の購入の時期、更新の時期があると思いますので、検討をされた……そういうのも含めて検討を今はされてはいらっしゃる。

委員長 総務課長。

総務課長 委員のご意見を参考に、今後取組を進めたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、最後のページの16ページ。

(なしの声)

委員長 以上で最後になりますが、全体を通して質問ございますか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、異議なしと認めます。

次に、選挙管理委員会の審査に進みます。選挙管理委員会書記長より予算の概要説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長 選挙管理委員会事務局の歳出について説明いたします。

18ページをお開きください。令和5年度においては、知事、県議会議員選挙費及び町議会議員選挙費の予算がございましたが、本年度、令和6年度は選挙の予定がございませんので、経常的経費の選挙管理委員会費及び選挙啓発費となります。

なお、歳入についてはございませんので、以上で選挙管理委員会事務局における予算の概要の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳出の18ページですが、質疑ございますか。ございませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、お諮りをいたします。

これで選挙管理委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで総務課への審査をひとまず終了し、次のふるさと振興課の審査に移るため、10時10分まで休憩します。

午前10時00分 休 憩

午前10時10分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、ふるさと振興課の審査を行います。
ふるさと振興課が所管するのは2款総務費であります。ふるさと振興課長より予算の概要説明を求めます。

ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お疲れさまです。

ふるさと振興課です。説明に入ります前に、ふるさと振興課の出席者を紹介いたします。課長代理の内記良伸です。主な担当業務は、移住、定住や地方創生などになります。それから、その隣ですけれども、特命主幹の高橋勉です。主な担当業務は、地域づくり組織、集落支援員活動調整などです。その隣が主査の高橋良栄です。主な担当業務は、空き家対策、NPO関係などです。それから、皆さんから見て私の右隣は副主幹の高橋三智昭です。高橋副主幹は、企画課も兼務しており、両課の業務全般をサポートしてもらっております。それから、その隣は主査の高橋直幸です。主な担当業務は、地方創生、かわまちづくり事業、地域ブランド推進などがあります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ふるさと振興課で編成しました令和6年度当初予算に係る事業について主なものを説明させていただきます。令和6年度一般会計予算歳入歳出明細書、企画財政課（企画課・ふるさと振興課）という抜粋の予算書を御覧ください。

11ページを御覧ください。地域おこし協力隊招聘事業448万1,000円は、令和3年度からふるさと振興課に所属しております隊員1名が6月で3年間の任期が終了するため、係る3か月分の活動経費と、現役隊員の活動や生活のサポート業務委託、また地域おこし協力隊のインターン制度を利用したお試し地域おこし協力隊受入業務委託などの費用となります。

12ページを御覧ください。婚活応援事業につきましては、婚活イベントの開催に係る婚活支援業務委託料162万5,000円と、国の交付金事業として創設した結婚新生活支援事業費補助金

120万などを計上しております。

同じくふるさと納税推奨事業ですけれども、令和6年度も寄附額1億8,000万円を予定し、これに伴う費用としてふるさと納税推進業務委託料8,280万円やポータルサイト使用料2,003万7,000円など、合わせて1億872万9,000円を計上しております。

同じくまち・ひと・しごと創生総合対策事業1,667万4,000円につきましては、総合戦略に基づく地域商社や関係人口拡大などに取り組む2名の地域おこし協力隊に係る委託料や、総合戦略の重点事項である地域商社事業推進のための業務委託料などを計上するものです。

次に、13ページを御覧ください。移住・定住推進事業873万8,000円は、2名の移住コーディネーターの謝金やお試し居住体験住宅として利用している旧貝沢小学校教員住宅の屋根改修、移住者住宅取得補助金、移住支援事業費補助金、奨学金返還支援補助金などを見込むものです。

14ページを御覧ください。空き家等対策事業535万8,000円ですが、空き家改修費助成事業補助金1件分と空き家解体費助成事業補助金10件分、交流施設などに活用するための改修補助金1件分などの費用を見込んでいるものです。

以上が新年度において企画財政課で担当する業務に係る予算の概要となります。

次に、総務課に移管となる業務に係る予算の説明を行います。20ページを御覧ください。まちなか交流館管理費442万7,000円ですが、光熱水費のほか維持管理業務委託料173万円、除雪業務委託料116万6,000円などを計上しているものです。

22ページを御覧ください。8目自治振興費、地域づくり推進事業3,108万1,000円の主なものは、特命主幹に係る人件費、地域づくり組織一括交付金などを計上しているものです。

続いて、23ページを御覧ください。コミュニティ助成事業490万円は、一般財団法人自治総

合センターからの助成を受けて事業実施を予定している町内2つの地域づくり組織に対する補助金になります。

その下の集落支援センター運営事業ですが、集落支援員6名分に係る人件費や、支援員が業務で使用する携帯電話、支援センターのWi-Fiの通信料、活動車両の借上料などで、合わせて2,738万1,000円を計上しております。

次に、観光商工課に移管される業務になりますが、27ページを御覧ください。川をいかしたまちづくり事業8,511万6,000円は、上野々地区の公園、駐車場整備に係る工事請負費などが主なものであります。

以上でふるさと振興課が編成した予算の主な事業についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、次に歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。

7ページ、質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 次に進みます。8ページ。

(なしの声)

委員長 9ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 10ページ。

(なしの声)

委員長 11ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 12ページ。

(なしの声)

委員長 13ページ。

真嶋実君。

2番 まずは、12ページから始まっているまち・ひと・しごと創生総合対策事業の中の13ページにある地域資源販売機能強化支援業務委託料

192万8,000円が計上されています。この事業の具体的な内容についてということですが、昨年度の当初予算では同等のところかなと思われたのは、総合戦略中間評価業務委託料ということで170万8,000円が計上されていましたが、これと委託先が同一になることなのか、それから業務内容については昨年計上された委託料と今回名称が変わっている委託料の違いも含めて業務内容をお知らせください。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域資源販売機能強化支援業務委託料についてでありますけれども、まず委託先につきましては昨年度の業務と同じ委託先を予定しております。業務の中身は昨年と違いまして、令和6年度につきましては、西わらびでありますとか湯田ヨーグルト等のユキノチカラの商品の販路拡大を主な目的としまして、1つは首都圏向けの販路拡大戦略の検討・推進、それから岩手県内、東北地域内の観光客に向けた販路拡大戦略の検討・推進、あるいはふるさと納税の推進強化に向けた戦略の検討・推進、地域資源を活用した商品開発支援及び販路開拓支援等の業務を委託しようとするものでございます。

以上です。

委員長 真嶋実君。

2番 同じページの移住・定住推進事業の移住支援事業費補助金ですけれども、200万円計上されていて、前年より40万円ほどアップしているかと思います。町内の移住者自身への支援金、私の見る範囲では最大100万円というような表記のものが目についておりますけれども、これのたしか説明書のほうでは200万円掛ける1件というような表記になっておりましたけれども、内容詳細お知らせください。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

移住支援事業費補助金200万円の詳細でございますけれども、こちらは1世帯分でありまし

て、一応これは世帯で100万円、1世帯100万円です。そして、子育て世帯の加算がございまして、18歳未満の子供さんがいらっしゃれば、1人につき100万円プラスになります。この予算で想定したものは、1世帯かつ18歳未満のお子様か1人いらっしゃる世帯を想定して200万円の予算を計上させていただいたものでございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 13ページの移住・定住推進事業の中の移住コーディネーター謝金なのですが、まず移住コーディネーターに対して、どういった働きを担ってほしいかという話についてきちんと伝えられているかどうかということと、それが実際にちゃんと行われているかどうかというのは、どういうふうに認識されているでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

移住コーディネーターに関してですが、今お二人の移住コーディネーターお願いしておりますが、移住コーディネーターとしてお願いする際に町が期待する役割、活動内容をきちんとお伝えして、活動しながら移住相談者のフォローを個別にお願いしたり、コーディネーターからのご意見なども取り入れながら、よりよい移住者のフォロー体制づくりに取り組んでいるところであります。

町が移住コーディネーターの方に期待をする活動内容といたしましては、町への移住相談対応に関する活動でありますとか、町の移住、定住の情報収集、あるいは移住、定住の情報発信、町への移住後のサポートに関する活動、県の移住コーディネーターにも参加いただき、県と連携した活動等を町としては期待をしているところであります。実際移住者とは、その後も個別にフォローをお願いして、そのとおりに親身になって相談に乗っていただいて、活動を行っていただいているものと認識しております。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。謝金として出している分がきちんとやっつけていただいている活動に見合った金額かというのが、その都度点検していただければいいなと思っているのですが、今のところこれは見合った金額だと認識しているということでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 移住コーディネーターの謝金に関してでありますけれども、今現在月額3万円で計上させていただいております。これが活動に見合った金額かどうかということですが、今回移住コーディネーターを配置する際に、ほかの先進的に取り組んでおられる県内市町村の事例を参考としながら、設置形態ですが、今本町の移住コーディネーターは常駐ということではなく副業型ということで、お仕事をしながら移住コーディネーターの活動をしていただくということで、謝金的な金額でありますけれども、国と県が移住コーディネーターを設置した体制強化を進めておりまして、その中で地方財政措置として移住コーディネーターの設置に要する経費として、副業型、兼任の場合で1人当たり40万円を上限として特別交付税措置されていることから、この額を参考として報酬月額を設定したところでございます。今後移住、定住を進めていく上で、コーディネーターの方の活動内容やボリュームなどを勘案しながら、報酬金額、それから設置人数につきましても見直しをしていきたいと思っております。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 同じく13ページですが、移住フェアブース使用料が計上されています。移住定住フェアへ参加するというふうに説明書のほうでありましたが、具体的にどういったことを予定しているか、お願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

移住フェアブース使用料5万5,000円ですけれども、県外で行われる予定の移住相談イベントでの参加、出展に必要な費用として予算計上を行ったものであります。県外、主に首都圏での移住相談イベントについては、令和5年度は県主催で県内全市町村が参加する形で9月30日に東京有楽町でのリアル出展が1回、県南振興局主催で県南市町が参加する形で10月29日と2月25日に行われたオンラインの説明会に2回参加をして、町のPRや移住支援、地域おこし協力隊募集案内を実施しているところであります。

移住フェアへの参加については、県主催、県南局主催は全ての関係市町村が連携して出展することから、出展ブース使用料等の市町村負担はなしで実施されておりますけれども、民間で実施される場合は出展ブース使用料が町の負担で発生することから、これを予算化しているものとなります。

移住フェアは、様々な主体が全国各地で実施しているところでありますが、現時点想定しているのは、例年首都圏でふるさと回帰支援センターが主催をする東北への移住相談会でありまして、こちらの出展費用が1ブース当たり5万5,000円ということで、今回予算を計上したところでございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ブースを出して終わりというわけでは当然ないと思うのですが、そこで反応があった人たちに対して継続的にフォローしたりとか、誘いかけをしたりということまできちっと計画、予定されておりますでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長代理。

ふるさと振興課長代理 ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年もそうでしたけれども、移住フェア、移住相談会、参加した各市町村がブースを構えて、そこで相談業務を行ったり、市町村のPRをしていくわけですが、大体主催者側で参加

者の方に連絡先などを、個人の情報カードというのを作成していただいて、それを各ブースに持ってきていただいてから相談なり案内を始めるというところです。当然そこで相談を受けて、今後も連絡をしていくという場合には、そちらのいただいた情報に基づいてメール、電話等で連絡を取り合いながら、移住に向けて支援をしていくといった流れとなっております。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。移住を検討している方とかは、西和賀町に移住するぞということを最初から決めている方よりも、どこか移住する先はないかなと検討している人のほうが全体では多いのかなと思いますので、相談があった人へのフォローアップ等充実させていっていただければと思います。

委員長 そのほかにございせんか。

(なしの声)

委員長 次のページに移行します。14ページ。

高橋宏君。

8番 私からは、地域ブランド推進事業19万4,000円についてですが、説明書のほうにもあるのですが、事業自体は継続で、中身的にはアケビづるの試験栽培ということで、ユキノチカラ、ふるさと納税においてもアケビづる細工の商品が非常に人気があってというのは承知しているのですが、原材料確保のためのというのは、事業内容について、事業を起こすきっかけと内容について説明をお願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域ブランド推進事業の財源の一部には、今回企業版ふるさと納税を見込んでおりまして、今年度もいただいておりますけれども、北上市のベスト様からいただいている企業版ふるさと納税を財源に、こちらの事業を展開しておりますところでございます。ベストの社長がアケビづる

細工に非常に関心を示しておられまして、つるがなかなか入手困難になってきているという現状に鑑みて、再生産といいますか、取って終わりではなくて、次につながる体制をどうにか構築したいということで、今回アケビづるの試験圃場の取組をやってみたいということで、今回予算を計上させていただいたところでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 すると、商品になるためにはある程度年月かけてやらないとできないものなのか、あとはどういうところに管理業務を委託していくのか、その点について。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

この試験圃場ですけれども、沢内の貝沢の牧野組合の草地を使って、今試験栽培に取り組もうとしているところでございます。庁内では、まだ知見が十分ありませんので、雪国文化研究所の小野寺研究員等からも指導をいただきながら、あるいは山形のほうでは少し先行している事例もあるようでございますので、そういったところなども参考にしながら取組を進めていきたいと思っております。1年、2年で結果が出るものではないというふうには思っております。

委員長 普本歌織君。

3番 空き家活用促進事業補助金について、こちらの内容と周知の方法をお願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

空き家活用促進事業補助金でございますけれども、こちらの対象事業ですけれども、空き家を改修し、次のいずれかの用途に10年以上活用する場合にこの事業の対象となるものでありますけれども、1つは、自分の居住の用に供するものは除きますけれども、住宅です。それから、滞在体験施設であるとか交流施設、体験学習施設、文化施設、飲食店、テレワーク関連施設、

医療福祉施設、その他という、こういったものに空き家を改修しようとする場合に補助金100万円を上限で交付をするものでございます。

周知につきましては、特別この事業に関して、この事業だけ周知しているということはありませんが、一般のそのほかの空き家関係の補助金と同様の周知方法を取っているところでございます。

委員長 普本歌織君。

3番 すみません、同様の周知方法というのと、どういう方法になりますか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 ホームページと広報ということになります。

委員長 普本歌織君。

3番 空き家の持ち主、たくさん町内にいらっしゃるって、いろんな方がいらっしゃると思うのですけれども、何とかしようとしている人もいれば、何とかしようという気持ちに至らない人とか、いろいろいると思いますので、しっかりその辺も併せて周知の方法を検討していただければと思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 次のページに移行します。20ページ、ありませんか。

高橋宏君。

8番 まちなか交流館の管理についてですけれども、まちなか交流館の外壁はポリカで囲われております。建設当時、ポリカの耐用年数は10年ぐらいというふうに聞いておりますけれども、平成30年に建設されて六、七年たって、そろそろ修繕ということもあると思うのですけれども、造った当時も聞いたのですけれども、ポリカでは夏は非常に暑くて冬は寒いのでないかというふうに思っております。建設当時の建設者の意向といいますか、町に夜になると明かりがついてというような設計者の思いもあるとは思いの

ですけれども、実際町民が使用する場合には、先ほど言ったように夏は暑くて冬は寒いということが現状としてありますので、修繕の方法を改善していくというような検討をされているのかお伺いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、今回予算計上を行っております修繕料の5万円につきましては、これは通例の経常的な修繕経費として計上したものでありまして、特別な修繕を行うためのものではありません。その上で、今委員がお尋ねの修繕の方法ということでございますけれども、現状特段こういった修繕が必要かというところまでは認識をしているところではございません。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 では、次のページに移行します。21ページ。

(なしの声)

委員長 では次、22ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 23ページ。

真嶋実君。

2番 2点あります。聞きたい部分、主に説明書の内容に関わる部分になりますので、説明書のまず13ページ、地域づくり推進事業ということで、そこの記載の成果目標、地域計画策定支援分、単価5万円の旧小学校区ごとという記載になっておりますが、これ去年は確かに旧小学校区……昨年というか、令和5年については旧小学校区ごとというふうに認識しておりましたが、先日行われた行政連絡員の会議で、令和6年に向けては行政区ごとでの提出というふうに認識しておりましたけれども、確認いたします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域計画の策定についてでございますけれども、委員おっしゃるとおり先日の行政連絡員の

会議では、行政区ごとで構わないという説明を行ってございますので、それはそのとおりで結構でございます。

ただ、そうすると成果指標の設定が矛盾するのではないかというお尋ねかと思います。よろしいですか、それで。

(はいの声)

企画課長兼ふるさと振興課長 こちらの成果指標につきましては、総合計画後期基本計画上で、6地区の旧小学校区ごとの計画地域で策定されることを目標値としておりましたので、そちらをそのまま使っているものでございます。

経緯でございますけれども、町では令和4年度から一括交付金に地域計画策定支援分の区分を設けて、それぞれの計画づくりを支援してきましたけれども、複数の地域づくり組織がまとまって地域計画をつくるというのはなかなか難しいということで、どこでも計画づくりが進みませんでした。そのため、来年度から、先ほど申し上げたとおり、計画の策定範囲を行政区ごとに策定していいということで見直しをしたところでございます。目標値は、人口減少や高齢化が進む中では、旧小学校区程度の範囲で将来像を考えることが必要として設定をしたものでありますけれども、まずは行政区単位での地域計画の策定を目指して段階を踏んで進めていくことで、その延長線上で旧小学校区の地域の姿も見えてくるのではないかと考えているところでございます。

委員長 真嶋実君。

2番 今回行政区ごとでの計画を認めたということは、実態に即していることで、私はいいのではないかなと思います。その上で、今言われた総合計画の目標ということがまず動かないし、本来そもそもの言えば、もう少し大きな自治組織づくりを目指していくというのであれば、そこをつなぐ部分について戦略もまた考えて、それを政策に生かしていったほうがいいのではないかなと思いますので、今の当初予算にはな

かなか難しいかもしれませんが、検討をいただければと思います。

続きまして、説明書の14ページになります。集落支援センター運営事業でございますけれども、集落支援員について、報酬等々については記載されておりますが、一方で昨年来集落支援員さんの研修等が重要な課題になっているというふうに認識しておりました。それについては、他の項目で計上されているのか。ちょっと私、見つけられませんでしたけれども、その部分の取扱いがどうなっているかお聞きします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援員の研修につきましてですが、これまでもコミュニケーションスキルアップ研修やファシリテーション研修、人づくり・地域づくり関係職員等研修などの研修に参加して、能力向上に取り組んできたところでありますが、来年度はこのような県や関係団体が主催する研修に参加するほか、県外研修を予定しており、予算に旅費を計上しております。ただ、旅費というところではなくて、費用弁償のところに当該費用35万8,000円分、集落支援員1人当たりになりますと5万1,000円分の予算を計上しているところでございます。

委員長 真嶋実君。

2番 まず、金額的には手当てされているというのは理解しましたけれども、予算計上する目的の部分できちんと位置づけをしていただいたほうがいいのではないかなと思うことと、それから昨年は各種研修会に参加という形を取っていた、また新年度については県外にということのようですけれども、きちんとしたテーマをまず集落支援員さん自身と、また当局との話し合いをしながらテーマをきちんと見据えたような形での研修、組立てが必要ではないかなと思いますので、予算に合わせてその位置づけをよろしくをお願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 ただいまの真嶋委員の発言に対してお答えいたします。

集落支援員の活動では、これまで地域の集会だとか会議等への出席や地域行事等への参加、地域巡回などにより地域の現状把握に取り組んできたところでありますけれども、今後は集落支援員設置のそもそもの目的であります地域課題の掘り起こしや、集落のあり方に関する話合いの促進などにどう活動をつなげていくかが課題となっているものと認識をしております。

全国で活動している集落支援員のインターネットによる情報収集だけでは、具体的な活動やノウハウの仕組みなどまではなかなか入手できない状況にありますので、来年度は西和賀町と状況が類似した自治体で集落支援員を複数設置している自治体を訪問して、集落支援員活動の現状や課題、進め方などについて意見交換を行っていききたいと考えているところでございます。相手先の意向も確認しながら、視察研修を契機として集落支援員相互の継続的な交流、連携協力なども模索していきたいと思っております。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 同じく集落支援員についてなのですが、来年度からさらに活動が本格化という話だったかなというふうに思うのですが、現在だと冬期間は沢内と湯田とそれぞれ1か所、公民館に集まってしまう状況になっておりますけれども、それは来年度以降もその予定なのでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

現在集落支援員は、夏の間は町内6か所の集落支援センターに勤務をし、冬期間は今委員おっしゃったように沢内1か所、湯田1か所でそれぞれ勤務をしております。来年度の勤務体系につきましては、現状ではこれを4月から変えるということは考えておりませんが、配置のあり方、勤務場所のあり方はどうあればい

いか、来年度検討してまいりたいと思っております。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 いろいろ全国の、全国のか、ほかの自治体での活用例も研修するということだったので、いろいろなやり方があるとは思いますが、特に今後本格的に活動していくというのであれば、やっぱり地区との距離というのが重要になると思いますので、適切な働き方、勤務体制というのを考えていただければと思います。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 私からは、地域づくりの一括交付金についてちょっとお伺いしますが、この算定基準、基準はあるということですが、令和4年で1,946万1,000円、令和5年で1,948万4,000円、今回に至っては1,967万2,000円ということになりますけれども、お伺いいたします。計算の根拠、今回の予算の金額についての。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 すみません、時間をいただいて。

一括交付金の算定根拠でございますが、令和4年度から一括交付金の制度が始まっているわけですが、それまで、令和3年度まで交付をしていた自治活動交付金の額を一応総枠として、その次の割合で分けた額をそれぞれ29の地域づくり組織に配分しております。均等割が4割、世帯数割が5割、面積割が1割という、基本的な考え方は今申し上げたとおりの考え方で算定を行っているものでございます。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 今までもそういう形で来ているわけですが、最近になって各集会所等では金銭的な面で、物価高もある中で、活動というよりは光熱水費等でもうなくなるような感じになっている地域もあるわけで、これにある程度また別枠の加算をしていかないと自分たちが事業というか、するようなことができないのではないかと

と思うのですけれども、その辺はいかがに感じておりますか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

十分な交付金になっているかと言われれば、そこはいろいろ考え方はあるとは思いますが、光熱水費等につきましては、例えば地区集会所等で行う活動につきましては、活動が多ければ多いほど経費がかかっていくということであろうと思います。したがって、そういったところにはそれなりの手当ををしていくように、この交付金の中身も徐々に変えていく必要はあるだろうと思っております。

活動が停滞なところにこれまでと同様の交付金を欲しいと言われても、全体の財源もある中で、今までどおりに活動の濃淡にかかわらず全地区に一律に交付金を手当てしていくということは、ちょっとこれからなかなか町の財政を考えれば、そういったことは難しくなるだろうと思っております。したがって、交付金をできるだけ増やすためには、地域でそれなりの活動をもっと活発化していただければいいのかなというふうに考えているところです。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 もっとものことだと思います。いずれやはり各地区においても人口がますます減っていく中で、運営していくというのは非常に難しい。だから、それをどのような形で手を挙げていろいろな事業に取り組むとか、そういうところも指導といいますか、本来各地区から来るべきものだと思いますけれども、その辺も加味しながら、やっぱり検討することが必要だと思います。令和6年、その辺に着手していただければと思いますが、いかがですか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まずは、地域自体が、地域住民の皆さんが地域のことを自分のこととして捉えて、地域内でよく話し合っていただくことが大前提になろう

かだと思います。その上で、町にどういった支援を求めるかということになってくるであろうと思いますので、決して町が地域にお願いをして地域の活動を行っていただいているわけではございませんので、まずは地域の主体的な取組が大前提になっておりますので、そういったところで町が手を差し伸べられるところがあれば、町もそういったやる気のある地域には精いっぱい寄り添っていきたいと考えているところでございます。

委員長 刈田敏君。

11番 全くそのとおりでと思いますけれども、この予算委員会をお聞きになっている方も多いと思いますけれども、やはりそういう形で、議会独自でも地域づくりに関しては今様々提言しながらいこうということで考えています。本当に地域を守るのは自分たちしかないということで、それを行政が手を差し伸べると言われればそこまでですけれども、その仕組みといいますか、そういうこともさらに盛り上げて検討していくべきだと思います。来ないものには目を向けないというような言い方に聞こえますけれども、その辺いかがですか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 決してそういうことは申し上げておりません。例えば先ほども話題に上りましたが、まず地域計画、この地域計画づくりにぜひ各地区で取り組んでいただきたい。この計画をつくる過程において、この地域を将来どうすべきかということを皆さんでよく話し合ってください。その中で、町にどういった支援を求めていくかということも必ず見えてくると思いますので、そういった上で町も精いっぱい地域とともに一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、次に移行します。観光商工課のふ

るさと振興課の抜粋分ですが、27ページ。

唐仁原俊博君。

6番 川をいかしたまちづくり事業についてですけれども、町長の施政方針演述で、環境整備後ソフト事業の実施とか人材育成にも取り組んでいくということでした。予算のほうには計上されていないようですけれども、これは今後内容を検討した上で補正で対応という考えなのでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 川をいかしたまちづくり事業のソフト施策に関してでございます。こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり、当初予算上には何ら予算的には計上しているものではございません。考え方でありますけれども、これは一般質問の際にもお答えしておりますけれども、かわまちづくり事業の取組といたしましては、上野々エリアにおける公園と駐車場の整備が令和6年度中心となります。湯本エリアにつきましても、国が担当する部分となるまちなか交流館から下りる和賀川沿いの護岸工事が行われておりますので、本格的な施設の利活用はこの工事が完了してからになると見込んでおります。

こうした中での活用としては、湯本エリアの整備が一段落したタイミングや上野々公園の整備のめどが立った段階で、オープニングイベントであるとか、あるいはJ R北上線の100周年記念イベントでの活用などが想定されるものと思っております。かわまちづくり計画の中では、湯本と川尻を結んだ遊覧船の運航やサップによる水上アクティビティーによる利活用なども予定されていることから、引き続き関係者によるかわまちづくり協議会において、利活用についても話し合いを進めていきたいと思っております。

上野々公園につきましては、地域住民、観光事業者等に対するヒアリングやワークショップを通じて、公園の利活用を見越した整備内容となっております。地域住民からは、憩いの場と

したいという意向があることから、既存の山野草を活用した遊歩道や錦秋湖を一望できるデッキの設置などが計画されており、高齢者や親子連れの散歩や休憩場所として活用してほしいと思っています。

観光事業者からの意見などを基に、イベント等での活用を見越してキッチンカーが公園内に入れる設計としておりますし、銀河ホールなど周辺施設と併せた利活用についても調整していることから、そうした活用も促していきたいと思っています。

今後の取組として計画されているものは、整備した公園に愛着を持ってもらうよう環境活動団体の指導を受けて、山野草の植栽ワークショップとして、地域住民と一緒に河川環境を育てていく仕掛けをかわまちづくり協議会の中で検討を行っているところでございます。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。ソフト事業と人材育成と、いろいろと考え方あると思うのですが、先ほどおっしゃった内容だと、例えばサップの事業者とか川遊び、水遊びの事業者といろいろ取り組んでいけばいいのかなと思うのですが、環境整備後の話ということなので、民間事業者が入って共にウィン・ウィンの形で、町にとってみれば人が集まる場所になる、事業者にとってみればそこで収益を上げられるとか、そういうのができる形に落ち着ければいいだろうなと思っているのですが、ソフト事業とか人材育成などの部分に関して、その辺りの話というのはされているのですか。今のいただいた答弁だとちょっとよく分からなかったの。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

人材育成に関しては、具体的に何かを手がけているということではなくて、いろいろこれまでのワークショップや話し合いの中で、そういつ

たものに参加いただきながら、参加者の人材育成を図っているという趣旨のことになろうかと思っています。いずれ先ほど来答弁しているとおりでございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 分かりました。今後本格的に環境整備が終わって、人が利用するという形になると思います。その中で、やっぱり民間事業者を巻き込んで、より盛り上げていこうというのが具体的に見えてくると思うので、その都度必要な相談に乗ってもらうこともそうですし、予算的な措置も必要になってくると思いますので、その都度対応していただければいいかなと思います。

委員長 高橋宏君。

8 番 私も今の川をいかしたまちづくりの点で質問いたします。

やな場の設計、設置の業務委託料と出ております。令和4年度も、5年度にかけてか、場所を設定してというような答弁が以前あったと思うのですが、今回のこの予算措置については、もう場所が決まったということで設置し、いわゆる使える状態というか、工事までの業務委託になるのか、どの程度までの設置業務ということなのか。

あと、上野々地区では物件移転の補償というふうに出ております。以前このかわまち事業の中で、天ヶ瀬地区は災害工事なので、まず無地内から始めるということで、無地内のほうで民地があるというふうなことも聞いていたのですが、上野々地区の物件移転というのは何件といたしますか、どういうことでの物件移転なのか、この内容についてお伺いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、やな場につきましては、一応場所は決めて、その場所にやな場を設置するものでございます。これは、このとおり業務委託ということで一括して設計から設置、それから撤去まで含めた一式の業務委託としているものでござい

ます。

それから、物件移転補償ですけれども、これは電力柱の移転でございます。電力柱とテレビ組合の共聴の柱の移転でございます。

委員長 高橋宏君。

8 番 やな場については、撤去ということは何月から何月までやな場を運営して、撤去して、また次の年を迎えるということだと思っておりますけれども、今考えている、何月まで営業していくということなのか。

あと、上野々地区の物件撤去の内容は分かったのですけれども、無地内のほうは担当が別ということではないですよ。同じですよ。無地内のほうでも民地があったというふうに聞いているのですけれども、あとこの事業自体が設計して8年に終期というふうに前お伺いしているのですけれども、最終年度に向かって令和6年度、計画どおりに進んでいるというふうに理解していいのか、その点について伺います。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、やな場の設置、撤去の時期といいますか、一応アユのやな場を想定しておりまして、したがってアユの期間、漁期に設置をして、その漁期が終わった後に撤去すると。ちょっとピンポイントで何月ということは申し上げられませんが、いずれそういう想定をしております。

それから、無地内に関しては、今回この予算には含まれてございません。無地内に関する予算は、令和6年度には計上されておられません。事業期間ですけれども、先ほど委員おっしゃった令和8年度というのは、国の事業終了が令和8年度でありまして、一応今の予定ですと、令和12年度が町の事業期間となっているものでございます。

委員長 高橋宏君。

8 番 令和12年度だとすると、ちょっと長いのですけれども、いずれ計画どおりには推移して

いるというふうに理解していいのでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 現時点では、そのようにご理解いただいてよろしいかと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れなどありませんか。

中村ひとみ君。

4 番 14ページの空き家対策事業についてちょっと質問のほうをさせていただきます。

先ほど空き家を利用した場合の店舗ですとか、いろいろと事業をされた場合の補助ということですが、住居は駄目ですと。住居と店舗が一緒になった場合はどのようになりますか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

空き家活用促進事業補助金の対象としてのお話かと思いますが、店舗兼住宅もこの事業の対象となるものでございます。

委員長 中村ひとみ君。

4 番 では、例えばこれを知ることができなくて工事が終わってしまった場合というのは申請できないという、事後ですと駄目だということでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 そういうご理解でよろしいと思います。

委員長 中村ひとみ君。

4 番 こちらの事業は、何年から始まっているのでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 すみません、お待たせいたしました。令和2年度の終わり頃からできた制度でございます。

委員長 中村ひとみ君。

4 番 分かりました。窓口に行った場合に、例えば転入をしてきて、それでまだ町内会に属していなくて広報が入っていないと。そういった

場合に町の情報が全然分からなくて、それで転入届に行ったときにそういった何か補助などないですかと聞いたときに、きちんとしたご案内ができるように体制よろしく願いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 転入者には、定住支援ガイドというのをお配りしておりますので、このガイドの中に今の空き家の情報なども掲載になっておりますので。

委員長 中村ひとみ君。

4 番 そういったものがあったのですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 今お示しいただいたガイドは、ウェブ上には掲出はされていますか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 申し訳ございません、ちょっと把握しておりませんでしたので…今確認していただいたらあったようでございました。すみません、そのことすら確認しておりませんで、大変申し訳ございません。一応町のホームページ上で見られるということです。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 移住してくる方が何を望んで来られるのか、いろいろ違うとは思いますが、入ってきたときに受けられるメニューが、というのがあってというのがやっぱり一目でというか、把握しやすい状況で出していただく必要があるかなと思います。今のガイドもそうですし、あと雪国の生活の冊子、以前作られていたやつとかも、ホームページ上とか窓口ですぐに渡せるようにしていただく体制ができているのだったらいいのですけれども、よりよい体制というのになればいいなと思っているのですが、そこら辺の整理とか情報の掲出の仕方は、今のところ検討はされていますでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 直接今のご質問に対しての答弁になりませんが、今年度西

和賀町生活ガイドブックというものを編集いたしました。これを4月1日以降、まず全戸と、それから町に転入してきた方々にはこの西和賀町生活ガイドブックというものを配ることにしておりますし、町のホームページにも掲載をする予定になっております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これでふるさと振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これでふるさと振興課への審査をひとまず終了し、次の企画課の審査に移るため、11時35分まで休憩します。

午前11時25分 休 憩

午前11時35分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

委員各位をお願い申し上げます。前にも述べておりますが、意見や要望と受け取られる発言に対して、事前に確認できますので、質問に徹底していただくよう改めてお願い申し上げます。

それでは、続いて企画課の審査を行います。企画課が所管するのは、2款総務費、12款公債費、14款予備費であります。企画課長より予算の概要説明を求めます。

企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 それでは、企画課です。よろしくお願いいたします。初めに、当課の出席者を紹介いたします。課長代理の刈田明宏です。主な担当業務は、総合計画、JR北上線利用促進などです。それから、副主幹の高橋三智昭です。高橋副主幹は、企画課では主に財政全般の業務をサポートしてもらっております。それから、主任の笹井徹です。主な担当業務は、バス交通、町のホームページの運用管理

などです。同じく斉藤未散です。主な担当業務は、財政関係になります。最後に、私は企画課長の高橋光世です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、企画課分として編成をした予算の主な事業について、令和6年度一般会計予算歳入歳出明細書、企画財政課により説明をさせていただきます。予算書7ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費、職員人件費8,531万8,000円は、機構改革に伴い発足する企画財政課職員の人件費で、再任用を含めて12名分を見込んだものであります。

2目文書広報費、広報事務費565万2,000円は、広報西和賀の印刷代と町のホームページの保守管理委託料などです。

8ページを御覧ください。3目財政管理費、財政事務費242万8,000円は、予算書等の印刷代と地方公会計財務書類作成業務委託料等になります。

5目財産管理費、基金造成事業1億9,005万6,000円は、各種基金の積立金です。まちづくり振興基金積立金1億1万3,000円は、地方債の旧合併特例債を借入れし、基金に積み立てるものです。ちなみに、当該地方債は、6ページの歳入の23款町債、1項2節総務管理債の基金造成事業で9,500万円を計上しているものです。がんばる西和賀応援基金積立金9,000万3,000円は、ふるさと納税に係る寄附金の2分の1の額、9,000万円の積立てと預金利息の積立てを見込んでおります。その他の基金につきましては、預金利息の積立てを見込んでいるものであります。

6目企画費、企画調整事務費446万4,000円のうち、9ページにあるJR北上線100周年関連事業負担金334万円は、JR北上線利用促進協議会への特別負担金になります。雪国文化研究所管理運営費484万8,000円は、雪国文化研究所の管理運営に要する経費です。

10ページを御覧ください。地方交通路線対策

事業5,847万円は、町民バス、おでかけバスの運行に要する経費と湯けむりタクシーの運行維持補助金のほか、車体の劣化が著しい大型バスの購入に係る費用などを見込むものであります。

14ページを御覧ください。地域公共交通活性化推進事業20万円は、地域公共交通活性化協議会の補助金です。

15ページを御覧ください。5項2目基幹統計調査事務費181万2,000円は、主に農林業センサスに要する費用です。

12款1項公債費の1目元金、地方債償還元金6億4,131万1,000円及び16ページの2目利子、地方債償還利子4,508万6,000円は、一般会計の地方債の償還に係る費用になります。

14款予備費は、500万円とするものです。

当課からの説明は以上のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 企画課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごと質疑を進めます。歳出は、7ページからになります。

それでは、質疑を許します。7ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 8ページ。

唐仁原俊博君。

6番 8ページの使用料及び賃借料、文書広報費の広報DTP入稿用ソフト使用料とありますけれども、これは複数アカウントの料金ですか。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

複数ではなく、1つのアカウントに係る費用です。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 お聞きしたのが、恐らく使っているソフトはあれなのだろうなというのがあるのですけれども、企業向けエンタープライズで料金が違

うのかもしれないけれども、何か高いなと思ったので聞きました。今詳細分らないかもしれないのですけれども、どうなっているのかなと。もし想定しているやつであれば、DTP用のソフトで恐らく年間でいって8万とか9万ぐらいではなかったかなと思ったので、聞いた次第です。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 ただいまのご質問につきましては、ちょっと詳細が今手元にございませんで、確認をして後日答弁させていただきます。

委員長 真嶋実君。

2番 ホームページの保守ですか、事業ということですが、一般質問で出た際には他の自治体等々と比較しながら、まず基本的な見直しは行わないということではありましたが、さきの中学生議会での質問を聞いている中でも、彼らは基本的に自分でホームページを見た上で質問していると感じました。ということで、そのときの答弁では、そういう必要事項を記載している、表示しているというような回答が中心だったと思いますけれども、見やすさとか、そういう部分を含めたときに、本当にそれで妥当なのかなということ。

一例を挙げますと、最新情報とありますけれども、例えばパブリックコメントが掲載された際、ホームページのトップページにも表示されていますが、幾つかの項目が同日に新しく掲載されると、もう既に掲載された当日には、パブリックコメントの表示は深い層のお知らせの一覧の別なページに入っていないと見ることができないような実態もございます。その他含めて、今のホームページ、私もこういう立場になって、検索という欄を使うことで必要なページは思ったよりも載っているのだなというのは確認できますけれども、実態のところていくと非常に入りづらくて見づらいというところがあります。検討が必要ではないかなと思いますけれども、お伺いします。

ども、お伺いします。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 ホームページに関してお答えいたします。

ホームページにつきましては、先日の一般質問で私、答弁申し上げたのは、システムとしては変更を予定しているものではなくて、かといって現状でこれでいいと申し上げているものではございません。ただいま委員からもご指摘あったとおり、運用面で多々改善の余地があることは承知をしておりますので、今後運用面の改善に向けて取り組んでまいりたいと思っているところではございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 次のページへ移行します。9ページ。

真嶋実君。

2番 J R 北上線100周年の関連事業の負担ということですが、西和賀町としては令和6年度334万円の負担ということで示されておりますけれども、総額としてはどの程度の事業を計画しているのか。関係団体との調整等どの程度進んでいるのか。そして、実行委員会の今後の開催予定や事業案の公開は、いつ頃を予定しているかお伺いします。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

北上線の全線開通100周年記念事業についてであります。まずは取組の体制についてでありますけれども、大枠で申し上げますと、沿線自治体などで構成をしているJ R 北上線利用促進協議会という団体がございます。以下、利促協というふうに言わせていただきますが、この利促協が取組の推進母体になってくると思います。ただ、この利促協には沿線市町の観光部門が参加をしておりますませんでしたので、今回は、本町でいえば観光商工課のような、各市町で観光振興を担当している部門からも参加をいただくことになっております。さらには、J R さん

におきましても、ふだん利促協に参加している部門とは別の部門、ＪＲさんの中でも観光推進を受け持つ部門からも参加をいただくなど、これまでの利用促進の取組からよりウイングを広げた形で力を結集して取り組んでいこうということになっております。

事業の規模ということでもありますけれども、予算的なことで申し上げますと、それぞれの団体の予算措置が決まっていな段階でありますので、断定的なことは申し上げられませんが、全体としては今回町が負担金計上している額の５倍程度の額に、規模感になるものと見込んでおります。

関係団体の調整、それから実行委員会のお尋ねについてでありますけれども、先ほど申し上げた取組体制を確認する意味で、去る１月２４日に４０人を超える関係者が一堂に会し、西和賀消防署で打合せ会議を行っておりますし、それ以前から３市町、あるいは岩手、秋田両県を含めての打合せ会議などを複数回実施してきております。今後につきましても３月１９日に３０人規模のワーキングチーム員会議を行って、実施事業の絞り込みなどを予定しているところであります。

事業案につきましては、まさに現在その組立てを考えている真ただ中でありまして、１９日のワーキングチーム員会議を経た上で固まってくるものと思いますが、当然ながら単発の企画にとどまることなく、期間開催の誘客施策なども織り交ぜて、１００周年以降の利用促進にもつながっていくような事業、取組にしたいと考えております。

こうした情報を公にしていく時期ですけれども、ちょっとこれはＪＲさんのこともありますので、一度に全部ある時点で情報をオープンにしていくということではなくて、順次オープンできる情報から、できるだけ早い段階で情報提供していきたいと考えております。

それから、取組のピークといいますか、１１月

１５日が１００周年、ちょうど開通したその日ということになってはおりますけれども、一連の取組のピーク、山を１１月１５日に持っていくということは、天候のこともありますので、ちょっとこれは考えにくいと思っております。紅葉の見頃を迎える１０月下旬頃をこの一連の取組のピーク、山に持っていこうというようなスケジュール感ではいるところでございます。

以上です。

委員長 真嶋実君。

２番 他団体との調整、大変ご苦労さまでございます。その上でというか、機運醸成のためにも情報公開というのは遅れてはならないと考えております。実際のこの事業をやっていくに当たっては、例えば列車内でのイベントなど、貸切り等々、ＪＲのハードルが非常に高いということもお聞きしたりもします。そういうことに当たっては、首長さん等のトップセールスなど必要になってくるかなと思いますし、そのためにも早い展開が必要ではないかなと思います。

あともう一点は、昨年来も含めて、ＪＲ東日本の岩手に関わる部分では、観光列車の専用企画等の更新などのニュースも入っております。どちらかという東北本線から沿岸のほうには枝線、枝線という言い方すると失礼かな、各線路に観光列車、昨年まででいうとＳＬなどが定期的に走っている路線もございました。秋田側に向かっていくと、盛岡から秋田方面については観光展開での成功事例として取り上げられているような例もございます。１００周年を見据えて観光列車等についての考えというのも、今現在答えられる部分でよろしいですけれども、お聞きしたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

ＪＲさんが走らせるものでありますので、確たることは当然申し上げるわけにはいきませんが、ただ当然そういったことも想定をして、今後ＪＲさんと、今後といいますか、そういった

話は水面下では行っているかもしれませんが、最終的に実現するかどうかは全くこれは保証できませんけれども、いずれそういったことも視野に入れた取組を行っているところでございます。

委員長 皆さんにここでお願い申し上げます。企画課の審査でございますが、終了まで継続審査しますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 では、10ページ、ございませんか。

(なしの声)

委員長 11ページ。

(なしの声)

委員長 12ページ、ございませんか。

(なしの声)

委員長 13ページ。

(なしの声)

委員長 14ページ。

刈田敏君。

1 1 番 地域交通の活性化協議会に対してですけれども、予算説明書の19ページに20万円の補助、負担金、補助金ということであります。現在は、非常に数こそ少ないですけれども、利用客がそれなりにきちっとやっているの、これはやっぱりもっと伸ばしていけばと思うのですけれども、町民等の利便性を向上させて、持続的な交通体系を検討するということでもあります。やはりニーズ調査をしっかりと行って、どういうことかというのを把握していく必要があると思うのですけれども、令和6年については、その辺は何か考えていることがあればお願いします。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

ニーズ調査につきましては、令和6年度は今現在予定しているものではございません。ただ、これは令和5年度も行っており、毎年行っておりますけれども、乗降調査につきましては、令和6年度も行う予定にはなっているところでございます。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 乗り降りは調べればいいですけども、利用促進のためにはいろいろな状況をやっぱ把握していく必要があると思いますけれども、その辺は検討することが必要だと思いますが、いかがですか。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 現計画を策定する前に、一度ニーズ調査を行っているようでございます。今後につきましては、ただいまの委員のご指摘を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 では、ページ移行します。15ページ。

(なしの声)

委員長 16ページ。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問忘れなどありませんか。

刈田敏君。

1 1 番 今回歳入の分のデジ田の分で、その予算の詳細をお願いします。

委員長 ページ数。

1 1 番 4ページ。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金、いわゆるデジ田交付金につきましては、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決、魅力向上の取組を加速化、深化する観点から、デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政、公的サービスの高度化、効率化を推進するためデジタル実装に必要な経費などに対し、国が支援を行うものであります。交付金のメニューとしては、デジタル実装タイプと地方創生拠点整備タイプなどがあり、補助率についても2分の1から4分の3と、メニューによって異なっております。令和6年度予算においては、学

務課のA I型ドリル活用による個別最適な学習支援事業にこのデジ田交付金を充当することとしております。詳細については、学務課の予算審査の際にお聞きいただければと思います。

なお、この交付金につきましては令和4年度から活用しており、令和4年度は競争入札参加資格審査申請共同オンライン申請システム構築、令和5年度はマイナンバーカード利活用促進支援事業を実施しております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私は、10ページ、地方交通路線対策事業費5,800万ということで、説明書の16ページの上段にありますけれども、町民バスの大型の老朽化に伴う車両更新とあり、1,600万とあるのですけれども、今回はこれは新車の購入なのでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

バスの購入につきましては、大型バスを購入、更新を予定しているものでありますが、この金額からして新車ではちょっと購入できませんので、今回は中古での更新を予定しているものでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 最初に導入したのもたしか中古で、これはどのぐらい使用していくのでしょうかと……メンテナンスをしながら、リースも併せて検討しながらというような話でした。金額もこれよりかなり安い金額での購入だったと思います。今回ののは、それに比べるとかなり大きな金額になっているのですけれども、中古ということで、リースを検討したかという点。

あとは、前の大型バス、全面塗装したバスだと思うのですけれども、今この大型バス、1月頃からは東日本交通のバスで、いわゆる町民バスではないバスが使用されております。また、今回中古ということで、同じような塗装をしながら購入しようとするものなのか。

あとは、以前中古を購入し、今回更新なのですけれども、計画どおりといいますか、大体これぐらい使ったらこうなのだろうということでの更新なのか。金額が今度大きくなっての更新ですので、前回の反省を踏まえてということだと思うのですけれども、その点の検討についてお伺いいたします。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、リースの検討につきましては、今回はそのような検討は行っておりません。

それから、全面塗装につきましては、今回もできればそのような塗装を施したいと考えております。

それから、今後の購入した車両の使用見通しにつきましては、特に何年ということで計画を定めているものではございませんけれども、適切に点検、定期点検含めて小まめな点検をしながら、可能な限り長く使用できるように努めていきたいと考えてはおります。

委員長 高橋宏君。

8番 以前質問したときに、担当職員というか、は違うのですけれども、リースを含めて検討するというような答弁があったはずですが、これが引き継がれていないのかという点が1個と、あと先ほど言いましたように、1月頃から東日本交通の大型バスが走っていて、今スクールバス以外ああいうバスが走っていないので、前のような派手なというか、塗装のバスでなくても、利用者さんは大体予定された時刻に来れば、ああ、これが町民バスなのだろうなというふうな理解をされていると思います。1月から別のバスで特に不具合がなかったとすれば、塗装にどのぐらいというのは分からないのですけれども、例えば大きなステッカーをつけて、バスの性能のほうというか、限られた予算の中で幾らかでもいいものを購入すべきだと思います。ステッカー等一度作っておけば、バスを購入した際も特に大きな変化なく、すぐ使えるのではないか

と思うのですけれども、その辺を含めた検討についてお伺いいたします。

委員長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

まず、リースの検討につきましてですが、ちょっと結論から申し上げさせていただくと、今回この財源に起債を充当しております。その財源の関係で、リース事業には起債を充当できないという縛りがあったものですから、今回リースではなく購入ということにさせていただきました。

それから、塗装とかステッカーの件につきましては、予算との兼ね合いの中で総合的に判断してまいりたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで企画課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで企画課への審査をひとまず終了し、次の町民課への審査に移るため、13時10分まで休憩します。

午後 零時10分 休 憩

午後 1時10分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、町民課の審査を行います。町民課が所管するのは2款総務費、3款民生費、4款衛生費であります。町民課長より予算の概要説明を求めます。

町民課長。

町民課長 皆さん、お疲れさまです。町民課の審査、よろしくお願いいたします。

令和6年度予算の町民課所管の予算審査に当たりまして、本日は環境衛生担当の高橋課長代理と告知端末機器管理及び番号制度担当の佐々

木主査、それから戸籍担当の浅田主査も同席しますので、よろしくお願いいたします。

また、ご質問のあった際、内容によって詳細については答弁を課長代理にもさせていただきますので、あらかじめご承知おき願いたいと思います。

それと、私コロナの影響でせきがいまだに止まらなくて、お聞き苦しい点あるかと思います、あらかじめご容赦願いたいと思います。

資料は、町民課抜粋の予算書2款、3款、4款と、予算説明書は21ページと22ページになります。それではまず、歳出の2款の総務費から説明に入ります。それでは、座らせていただきたいと思います。

予算書5ページ下段、5目財産管理費は、沢内庁舎及び公用車の経常的な管理経費となります。5目は、総額1,374万円は前年度比でマイナスの12万1,000円となっております。内訳は、庁舎管理費で21万3,000円の減額に対して、公用車管理では9万2,000円の増額となったものです。昨年度と違う主な点は、庁舎管理費の10節の中の修繕料10万円とありますが、5年度のような大きな修繕を当初の段階では見込んでいないことからの減額となったものです。一方、6ページの中段を御覧いただきたいと思いますけれども、公用車管理費は例年並みの予算となっております。

続いて、同じく6ページ下段から6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費関係とひかり放送に関する科目となります。6目は、前年比で123万9,000円の増額となっております。内訳は、施設管理費関係で50万3,000円、告知端末放送事業関係で73万6,000円のそれぞれの増となっているものです。

6ページ下段から始まる施設管理費は、内容に大きな変更はありません。例年どおり委託料、使用料が主になるもので、違いがあるとするならば、年によって異なる11節修繕料を当初の時点でどこまで見込めるかという点になろうと思

います。この修繕料は、各世帯の引き込み線の故障修理、撤去、幹線の修理のための費用で、例年大きな修繕が発生した場合は必要に応じて補正で対応しておりますけれども、雪解けを待って早い段階で修繕したい場合に備えまして、6年度は当初の段階で336万5,000円を確保することができました。内訳は、故障修理で230万100円、張り替え等の修理で106万4,800円という内訳となっております。

7ページの中段、御覧いただきたいと思えます。告知端末放送事業の13節使用料及び賃借料になりますが、1,707万5,000円とありますが、昨年秋に5年リースで更新したI P告知基地局のUPSの機器の賃借料として12か月分を計上したことで増額となったものです。昨年更新時期までは、当初導入時に購入したものを使用していたことから、それまでは賃借料が不要であったというものになります。

続いて、7ページの下段から始まります7目交通安全対策費となります。8ページ中段を御覧ください。急発進抑制装置設置事業補助金14万円とありますが、事業3年目のものとなります。

それから、8ページの下段は、2・3・1の戸籍住民基本台帳費になりますが、内訳は職員人件費では人事異動による調整から255万1,000円を増額したもの、それ以外の事業において385万3,000円のマイナスとなっていることから、前年比総額で130万2,000円のマイナスとなったものでございます。

9ページの中段から始まります戸籍住民基本台帳事務費は、窓口業務おける消耗品や役務費、住民基本台帳及び戸籍に関するシステムの機器賃借料や保守委託料、国からの見込みとして提示額を計上しております、毎年ですけれども、自治体中間サーバー運用経費負担金等の経常的な経費、総額3,381万3,000円を計上しております。

10ページを御覧ください。ただいま説明しま

した自治体中間サーバープラットフォーム運用経費負担金471万5,000円は内訳がございまして、中間サーバーの運用経費分として209万6,000円、それと中間サーバーの機器更新分として261万9,000円に分けられるものになります。この209万6,000円の運用経費については交付税として、それから機器更新分の261万9,000円については交付金として同額が歳入科目のほうに計上しております。

また、すぐ下にあります、新しくマイナンバーカード普及促進事業という名目で事業を起こしました。これまでは、戸籍住民基本台帳事務費の中に一緒くたにして交ぜてというか、入っていたものなのですけれども、郵便局によるマイナンバーカードの申請支援業務であったり、キオスク端末の管理事務費に係る経費などを分かりやすく分けるために他の経常経費とは別にしたもので、161万を抜粋して計上したのになります。

続いて、11ページから3款民生費に入ります。1目社会福祉総務費ですが、12ページの中段を御覧いただきたいと思えます。20節で貸付金、消費者救済資金貸付制度預託金は、前年度同様300万円を計上しております。

それと、続いて同じ12ページの4目防犯対策費になります。13節で使用料及び賃借料になりますが、LED防犯灯賃借料805万3,000円は、防犯灯及び街路灯の1,213基のLED化事業により平成29年10月から10年リース契約となっているもので、令和6年度は8年目に当たります。また、10節の需用費の光熱水費ですけれども、369万6,000円はそれら街路灯の電気料金の予算計上となります。

13ページの上段を御覧いただきたいと思えますが、14節工事請負費で防犯灯設置等工事費15万6,000円とあります。これは、新規防犯灯設置2か所の費用として15万6,000円を計上したのになります。

続いて、13ページの下段から4款の衛生費に

なります。14ページの中段を御覧いただきたいと思いますが、3目環境衛生費はにしわが斎苑管理運営費になります。前年度比で408万8,000円の増となっております。金額の大きなところで10節の修繕料124万2,000円とありますけれども、修繕は毎年計画的に実施しております。6年度の修繕内容につきましては、台車ブロック打ち替え修繕として92万4,000円、霊柩車の車検費用として19万8,000円を含んだものとなりますが、昨年度に比べて146万3,000円減額となった内容となっております。12節委託料のにしわが斎苑指定管理料1,890万5,000円は、斎苑としては令和6年度は4期目の初年度に当たります。

3目環境衛生費の前年度比での増は、この指定管理料の515万5,000円の増額が一番の要因と考えられます。内容は、3月補正でも承認いただきましたけれども、火葬業務における燃料費や電気料金の高騰によるもの、また遺体安置件数の増加から、管理人の宿直を第4期、令和6年度からにおいては当初から見込んだ形での計上となったものです。

15ページから2項1目ごみ処理費となります。上段のごみ処理総務費の主な内訳は、可燃ごみを広域組合で処理しているわけですが、18節負担金、補助及び交付金の岩手中部広域行政組合負担金として、組合から提示されております2,931万7,000円を計上しております。また、毎年春に全戸配布しているごみカレンダーについてもこの事業費から支出しております。上段の10節印刷製本費の23万3,000円がこれに当たります。

続いて、中段以降がごみ処理事業となります。こちらの事業内容は、家庭系一般廃棄物の収集運搬、沢内清掃センター等の維持管理経費を計上している部分になります。10節の修繕料187万3,000円の中身は、ごみ収集車1台の車検費用、それから収集車の架装部年次点検分、清掃センター内にあるブルドーザーの自主点検、ホイー

ルローダーの自主点検と修繕、資源回収車の修繕、じんかい車のフロントブレーキ周辺の修繕、その他施設内の簡易な修繕費用を加えまして、総額187万3,000円の計上をしたものでございます。

15ページに移りますが、12節、沢内清掃センター等管理運営業務委託料344万1,000円、それからごみ収集運搬業務委託料3,081万8,000円は、これは沢内方面と湯田方面の2業者分となりますし、資源ごみ中間処理業務委託料373万1,000円、それから最終処分場等水質分析業務委託料198万円、この委託料は法定検査になりますし、この198万円の中には最終処分場から出る放射性物質等の分析業務委託料59万4,000円が含まれております。これは、東日本大震災以降毎年行われているもので、歳入の国庫支出金の廃棄物処理施設モニタリング等事業費として同額の59万4,000円が国から財源措置されております。

また、不燃物及びばいじん運搬処理業務委託料1,266万1,000円は、2年目の委託業務となります。一旦清掃センターに集められた不燃物、燃えないごみの運搬から破碎、それからさらに埋立てまでを年2回程度に分けまして、一括して民間委託しているものでございます。1トン当たり15万円の単価で、予算では年間65トンまでを積算したものととなります。税込みで1,072万5,000円となります。また、可燃ごみについては、広域で焼却処理してもらっておりますが、その際に発生する焼却灰につきましても埋立てする必要があるのですけれども、1トン当たり3万2,000円で、年間55トンを見込んでおります。税込み193万6,000円、不燃物と合わせまして、合計で1,266万1,000円を計上した処理費用となります。

また、電池処理業務委託料として34万3,000円は、新規の委託料になります。電池収集では、ボタン電池をこれまで収集しておりませんでした。各自お店へ持ち込んでいただいていたと

ころなのですけれども、町内の店舗で取り扱わなくなったということもありまして、乾電池と同様にボタン電池につきましても電池としてまとめて町で収集するということにしました。その処理料金に当たります。

最後に、2目し尿処理費は、し尿及び浄化槽汚泥、くみ取トイレの収集運搬処理業務の事業となります。内訳は、し尿処理業務委託料の640万、これは12月議会におきまして単価改正の承認をいただきましたけれども、10リットル当たり80円を単価として800キロリットルを想定したものでございます。もう一つ、収集した後の処理は北上地区広域行政組合で行っており、18節負担金、補助及び交付金の分賦金として組合から提示されております北上地区広域行政組合分賦金3,372万1,000円を計上したものととなります。

続いて、歳入の項目に移りたいと思います。予算書は2ページへお戻りいただきたいと思います。14款分担金及び負担金であります。14の2の1の1分担金及び負担金の総務管理費負担金としてIP告知端末設置負担金85万円とありますが、5万円掛ける新規分17件を見込んだものとなります。

それから、15の1の1の1使用料、その下の部分になりますが、情報通信基盤施設使用料1,018万8,000円は、NTTが町内でサービスを提供するために使用している町の光ケーブル網を町がNTTへ貸し付けている分、その分の賃借料としての収入になります。また、情報通信基盤施設宅内設備使用料、いわゆる告知端末の利用料になりますが、過年度分含みで646万4,000円を見込んだものとなっております。

それから、15・2の2の2清掃費手数料になりますが、し尿処理手数料として640万は、歳出におけるし尿処理業務の委託料と同額を見込んで計上しているものです。

3ページを御覧いただきたいと思います。国庫補助金、16の2の1の1戸籍住民基本台帳費

補助金についての説明ですが、初めに通知カード・個人番号カード関連事務交付金109万5,000円は、マイナンバーカードの申請から交付に係る事務経費を財源として見込んでいるものです。10分の10の補助率の交付金となります。歳出の具体的な内容は、休日や時間外交付の人員費、それから郵便局への委託料から郵送費、マイナアシストの保守料金などになります。1行下になりますが、もう一つの社会保障・税番号制度システム整備費261万9,000円ですが、歳出でも触れましたけれども、中間サーバーの機器更新分の費用として、同額を交付金として財源充当しているものになります。

16・2・3・1の保健衛生費補助金、廃棄物処理施設モニタリング等事業費59万4,000円は、歳出における清掃費内の最終処分場等水質分析業務委託料198万円の中に含まれている廃棄物処理施設モニタリング等事業費59万4,000円と同額が国から財源措置されている部分となります。

それから、諸収入の22・3の1の1社会福祉費貸付金元利収入として、消費者救済資金貸付金の元利収入300万円は、歳出の社会福祉費の中で預託金として支出しているものの返還先がこの部分となります。

町民課における歳出と歳入の概要は以上となります。審議のほうよろしく願いいたします。
委員長 町民課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、次に移ります。

歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。

5ページから入ります。ありませんか。

(なしの声)

委員長 6ページ。

(なしの声)

委員長 7ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 8ページ。

(なしの声)

委員長 9ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 10ページ。

(なしの声)

委員長 11ページ。

(なしの声)

委員長 12ページ。

高橋宏君。

8番 私からは、防犯対策事務費ということで、13ページにも関わっていくのでしょうけれども、防犯灯についてです。以前寄附を毎年5基ずついただいて、それを更新に充てながら進めていくというお話がありました。この寄附がなくなったというふうに聞いているのですけれども、これからの更新における費用等についてはどのように進めていくか、お伺いいたします。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えします。

業者からの寄附を毎年いただいている5基を前提にこれまでは対応してきたのですが、5年度からそれがなくなりました。5年度については、町単独の一般財源として3基防犯灯を設置したのですが、来年度以降も同じこととなりますが、予算の範囲内で必要な防犯灯については町のほうの予算で設置していきたいというふうに考えておまして、6年度は今のところ2基を新規設置していく予定で予算計上しているものでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 リース契約のほうもあるというふうに聞いているので、それらはリースが終わってからどういうふうにしていくとかという検討はされているのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 リースは10年リースなので、あと3年間はリース料金が発生するのですが、終わった場合は町の財産になりますので、それに

ついてはその後も、10年で寿命が来るわけではないので、その後も大事に使っていきたく思っておりますし、リースが終わるということで、移動についても比較的こちらの判断でやりやすくなるのかなと思いますので、臨機応変にそこは対応していければというふうに思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 では、次のページに移行します。13ページ。

(なしの声)

委員長 14ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 15ページ。

高橋宏君。

8番 岩手中部広域行政組合負担金に関してですけれども、昨年広域不燃ごみ処理施設、入札できなかったというのが令和5年の10月21日に新聞報道などでありました。不燃ごみ処理について、これが順調に建設されますと2026年、令和8年4月から稼働する予定ということだったので、構成している市町村には不燃ごみ処理に影響が出てくるのではないかなというふうな報道もあったのですが、令和6年度において、この影響についてはどのようなになっているのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えします。

確かに去年広域組合のほうで進めておりました入札なのですが、世界的な燃料費の高騰であつたりとか、資材が入ってこなくなったというのも影響がありまして、建設費が高騰したということで入札に至らなかったということがございました。現在はそれについて一回ご破算にして、もう一回アンケート調査から見積りを取り直しして組合のほうでも進めているところでございますけれども、金額がなかなか落ちないということで、引き続き組合のほうでも、

構成市町村の中でも協議を進めているところで、進捗はそのときからまだ止まっているところでございます。その関係もあって運用開始が1年間遅れたので、9年度の当初からということになっておりますけれども、昨年入札が駄目になる前から西和賀町については民間委託にもうかじを切っているところでございましたので、少なくとも西和賀町においては引き続き民間委託でいくということで、住民に対しては影響はございません。なので、そういう状況でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 ごみ袋についても不燃ごみの処理施設が完成した令和8年に合わせて変更するというような話もあったのですが、今のところ、では令和9年までこの袋は特に問題なければ使い続けていくというふうな理解でいいのでしょうか。

委員長 課長代理。

町民課長代理 お答えします。

前回ご質問があったときに、そのようにお答えしておりました。やはり不燃ごみの回収のほうがどのような分類になっていくかというところもまだ検討中といいますか、担当者レベルで検討しているところなので、その時期に合わせて改定といいますか、見直しを図りたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 では、次のページ、16ページ。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問のし忘れなどありませんか。

刈田敏君。

11番 10ページです。キオスク端末の補修業務なのですが、3月1日から川舟郵便局ということで、ひかり放送とやっているわけですが、使えるところが1か所ということで、様子見でということで今まで来たのですが、

も、この際全部やることで、やっぱりその利便性を高めたほうがいいと思うのですが、そのような検討とかはなされているわけですか。

委員長 町民課長。

町民課長 すみません。全部というのは、町内の全郵便局という意味でしょうか。当初は、何か所かという案で進めていたのですが、最終的には川舟郵便局1か所ということで事業が決定して進んだところでございます。町内5か所郵便局がありますけれども、例えば川尻郵便局なんかは湯田庁舎が近いですし、猿橋郵便局なんかは沢内庁舎が近いので、町内全郵便局に同じようにキオスク端末を置いて運用するかということは考えておりません。

ただ、川舟郵便局でどのぐらいの反響があって、利用件数が多くてというのは判断材料になると思いますので、今後一件も増えないとか、順次増やしていきますという明言はちょっとできないのですが、どのぐらいの利用者がいるかというのを踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

委員長 刈田敏君。

11番 利用的には、考えるにそんなにはないと思いますけれども、この予算の出し入れのことでもあるのですが、この際あまり町として負担がかからないのであればやったほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺もう一度伺います。

委員長 町民課長。

町民課長 町内郵便局についてということも一つの検討材料なのですが、私どものほうで次の展開を考えていますのは、郵便局ではなくて町外にあるコンビニでも取れるように手続を進めていければなというふうに考えておりましたので、どちらかというところのほうにかじを切ってサービスを向上していければなというふうに考えておりました。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 すみません。ちょっと予算で明確に計上

されていないやつなので、妥当な質問かどうか確認いただきたいのですが、町のサイトの人口の推移のページ、あれを管理していらっしゃるの町民課でよかったですか。

(何事かの声)

6 番 町民から声があったのですけれども、総人口は分かると。ただ、年齢別、特に最近保育園、保育所、あるいは小学校、中学校の話が出ている中で、そこら辺の人口の推移がどうなっているのかもあそこで見られたらいいのになという声があったのですけれども、それが負担なくできるのであれば対応していただけないかなと。

委員長 町民課長。

町民課長 ご意見ありがとうございます。これまでそういったお話を伺ったことがなかったので、検討はしたことなかったのですけれども、今言われましたので、どうすれば一番見やすいようになるか、ちょっと考えたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで町民課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで町民課への審査をひとまず終了し、次の観光商工課の審査に移るため、13時55分まで休憩します。

午後 1 時 4 3 分 休 憩

午後 1 時 5 5 分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、観光商工課の審査を行います。観光商工課が所管するのは、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費であります。観光商工課は、一般会計のほかに温泉事業特別会計もありますので、併せて審査します。観光商工課長よ

り予算の概要説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 こんにちは。それでは、令和 6 年度観光商工課所管の予算編成についてご説明申し上げます。

その前に、本日の出席者 5 名を紹介いたします。初めに、課長代理、為田美代子です。主な担当業務は、商工関係となります。続きまして、主査の高鷹仁です。担当業務は、温泉関係となります。続きまして、主査、高橋寛です。主な業務は、観光関係の各種団体、イベントでは錦秋湖マラソンを担当しております。次に、主任の柿澤雄太です。主な担当業務は、観光資源の維持管理、あとはイベントでは雪合戦を担当しております。観光振興特命主幹の古桑整です。観光協会の事務局長でございます。最後になりますが、私は課長の真壁一男です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明に入りますが、座って失礼いたします。改めまして、令和 6 年度観光商工課所管の予算編成について概要等を説明させていただきます。令和 6 年度一般会計予算歳入歳出明細書で説明を申し上げますので、確認いただきたいと思います。また、事業ごとの詳細につきましては、予算説明書にてご確認をいただきたいと思います。

では初めに、一般会計について、歳出について説明いたします。関連する歳入は、その時々併せてご説明をいたします。

歳入歳出明細書 4 ページをお開きください。5 款労働費、1 項 1 目労働諸費、労働対策総務費、18 節負担金、補助及び交付金は、北上雇用対策協議会負担金等各種負担金です。勤労者生活安定事業の 20 節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金は、西和賀町予算説明書 64 ページ上段にその詳細がございます。中小企業退職金共済事業の 18 節退職金共済事業助成金は説明書同じページの下段に、また若年者ふるさと就職支援事業の 18 節若年者ふるさと就職支援補助金は説明

書65ページ上段に詳細を記載しております。

なお、歳入についてですが、歳入歳出明細書3ページを御覧いただきたいと思いますが、上段にあります22款諸収入、3項2目労働費貸付金元利収入の労働金庫預託金元金収入は、貸付金600万円に対し、年度末に精算し、同額の返金を受けるものでございます。

続きまして、歳出に戻りまして、明細書の4ページ下段の6款農林水産業費となります。2項4目林業者施設費は、令和2年度から当課において施設管理を担っている焼地台公園と旧ゆう林館の維持管理費となります。

5ページを御覧ください。12節委託料は、焼地台公園の指定管理料やオロセのつり橋補修設計業務などの予算となります。なお、オロセのつり橋点検業務委託料は5年ごとに実施しており、その結果をもって必要な補修に係る設計を行うものとなっております。また、14節工事請負費は、旧ゆう林館の集会所化に伴い不要となった送湯用パイプの一部撤去を行おうとするものでございます。なお、歳入についてですが、明細書2ページを御覧いただきたいと思いますが、上段にあります15款1項4目農林水産業費使用料の焼地台公園内施設使用料を見込んでおります。

明細書5ページを御覧ください。7款商工費となります。1項1目商工総務費です。次ページ、6ページ上段では商工総務事務費ですが、18節負担金、補助及び交付金として公益財団法人いわて産業振興センター負担金など4団体への負担金でございます。

続きまして、2目商工振興費ですが、ふるさと館管理運営費ですが、ほっとゆだ駅前、商工会館、湯夢プラザのWi-Fiに係る通信費と町所有分の管理委託料となります。ふるさと館管理運営費は説明書66ページの上段に、中小企業融資事業は同じく66ページ下段にございます。

歳入歳出明細書6ページ、7ページの商工振興費臨時事業についてですが、説明書では67ペ

ージ上段に詳細を記載しております。昨年度と同様に、引き続き新たなビジネスにチャレンジする方への支援として、新ビジネスチャレンジ事業、外国人実習生などを受け入れる企業への支援として外国人材受入企業等支援事業、創業を目指す方への下支えとなる創業等支援事業を進めてまいりたいと考えております。

7ページになりますが、北上地区勤労者福祉サービスセンター事業は、説明書67ページ下段に詳細がございます。また、新型コロナウイルス緊急資金利子補給などにより負担することとした利子分について、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金から継続補給を行います。説明書は、68ページ上段にございますので、確認ください。

なお、関連しております歳入は、明細書の3ページ、15款1項5目商工費使用料のふるさと館施設使用料、同じページの下段、20款1項1目基金繰入金、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金から歳出と同額を繰入れすることとしております。

また、2ページ上段の22款3項4目商工費貸付金元利収入の中小企業振興資金貸付金元金収入ではありますが、これは貸付けしていた1,000万円の戻入収入となるものです。

続きまして、3目観光費でございます。明細書7ページ下段からは観光事務費となります。

1節の報酬は、観光商工推進協議会委員報酬、観光振興特命主幹の報酬となります。7ページ、10節需要費の印刷製本費は、既存パンフレットやリーフレットの増刷を行うものです。11節の役務費の広告料は、新聞、雑誌等へ各種イベント等を掲載する予算となります。8ページ、12節委託料、観光パンフレット制作業務委託料として新たなパンフレットの制作を行うものとなります。12節委託料は、各観光施設の指定管理や委託料となります。9ページ、13節使用料及び賃借料のプリセットカウンタ借上料は、第二次観光振興計画による適正な観光統計値を把握す

るため実際の入り込み客数との差異を計測したいことから、令和５年度に引き続き予算措置をするものでございます。詳細につきましては、説明書68ページ下段に記載をしておりますので、ご確認ください。

関連しております歳入については、明細書の２ページ上段にあります15款１項５目商工費使用料、各施設の指定管理者等が行う実施事業などに係る施設使用料収入や入浴料といった中身でございます。

続いて、明細書の９ページですが、観光費臨時事業は温泉開発事業補助金申請分、イベント関連それぞれの開催実行委員会や団体への補助金等となっております。詳細につきましては、予算説明書69ページから70ページ上段に記載されております。

関連の歳入につきましては、２ページの下段にあります20款２項１目他会計繰入金の温泉事業特別会計から同額を繰り入れることとしております。なお、特別会計では、当事業に係る予算はさらに温泉開発整備基金から繰り入れることとしておるものです。

明細書ですが、10ページ、観光協会助成事業の詳細は、説明書では70ページ下段にございます。協会事業では、第二次観光振興計画を強力に推進するため昨年より専門知識を有する職員などを採用し、旅行エージェントの関わりを強化するとともに、公共交通機関であるＪＲ北上線を活用した観光誘客を図っていくこととしております。

続いて、自然環境保全事業は、説明書の71ページ上段に詳細を記載しております。

観光資源環境整備事業は、説明書同ページ下段にありますとおり、町内の登山道、散策道、園地など屋外観光施設の維持管理となっており、川尻総合公園内のあやめ園や貯砂ダム、廻戸釣公園などの整備、管理を実施いたします。

なお、本事業には歳入として、歳入歳出明細書２ページにあります16款３項３目商工費委託

金、湯田ダム（川尻地区）除草作業等委託金として国土交通省から受託し、川尻湖畔公園、川尻総合公園付近の草刈り等を実施するといった内容となっております。

明細書11ページですが、観光振興計画推進事業の12節委託料、観光コンサルティング業務委託料は、令和４年度から進めている観光振興計画の推進を図るため、情報収集分析業務や令和７年度から８年度の具体的な取組を示す第２次アクションプラン策定業務などを委託しようとするものです。説明書では、72ページ上段に詳細を記しております。

明細書11ページ下段から12ページは、地域おこし協力隊招聘事業についての予算となっております。観光商工課では、新たに２名の協力隊の募集を行うこととしており、詳細は説明書72ページ下段に記載しております。町の魅力を様々な媒体を活用し、情報発信を行っていただける方や、観光コンテンツ事業者と連携し、コンテンツやガイド業務を運営していただける方を迎え入れ、任期終了後は観光協会などを含めた観光産業に従事していただくようなことをまず考えているところでございます。

12ページ下段の自然公園保護管理委託事業の詳細につきましては、説明書のほうでは72ページ上段にございます。関連する歳入につきましては、歳入歳出明細書の２ページ中段にあります17款３項３目、県支出金、自然保護指導員設置委託金と自然公園保護管理員委託金で、県から委託を受け実施しておるものです。

温泉事業は、歳入歳出明細書13ページに27節繰出金、温泉事業特別会計繰出金を記載しております。詳細は、同会計にて改めて説明をさせていただきたいと思います。また、温泉事業は説明書74ページのほうに詳細を記してございます。

以上で観光商工課一般会計の歳入及び５款労働費、６款農林水産業費及び７款商工費の概要説明となりますので、ご審議のほどよろしくお

願いたします。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

1 1 番 2 ページの沢内バーデン施設使用料の中から入り込み数、令和 6 年度何人ぐらい見ているのか、もしデータがあれば入り込み数をお知らせください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

沢内バーデンの入り込み数ということなのですけれども、まず推移の分でいきますと、令和 4 年度が 2 万 5,547 人の利用客ということになっております。そのようなところから、令和 5 年度、6 年度につきましてもおよそ 2 万 5,000 人程度の利用客になるものというふうに見込んでの歳入となっております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 これに関しては、入浴以外の全ての入館、だからそっちのほうで温泉に入っているデータというのはないわけですか。温泉を利用している人数的なものは把握はないのですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 すみません。お答えいたします。

入浴者数が 2 万 5,547 人というのが、まず令和 4 年度の数字でございます。それで、休憩室の利用者数となりますと 420 人ということになります。こちら入浴した方が休憩室を利用したということの人数になると思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは次に、歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。4 ページからになります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 5 ページ。

中村ひとみ君。

4 番 5 ページの旧ゆう林館の既存パイプ撤去工事ですけれども、これは昨年も撤去工事がされておりますけれども、撤去工事というのはいつ頃終わる予定のものでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

旧ゆう林館の関係につきましては、温泉施設としては廃止ということで、5 年度につきましては貯湯槽ですとか送湯機械室、あと浴室等の改修等をまず実施したというものでございます。それで入浴施設としての解体部分というのはまず終わったということなのですけれども、今回令和 6 年度で予算措置したいのは、送湯管ということで、お湯を施設まで送る管は土の中に埋設されている状態なのですが、一部露出してしまったとか、雨の影響等で出てしまった部分があって、それが用水路等に入った部分があって支障を来すということから、その部分、大体 30 メーターぐらいあるのですけれども、それを撤去してしまいたいというものでございます。まず、それをもって一通りのゆう林館の分は終わりにするというふう考えております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 では、ページを移行します。6 ページ。

(なしの声)

委員長 7 ページ。

普本歌織君。

3 番 新型コロナウイルス緊急資金利子補給事業なのですけれども、説明資料の中には経営環境が悪化している事業者というふうにあるのですけれども、その条件はどんなものかということと、この予算でどれぐらいの事業者に支給できる見通しを持っているかということをお願いします。

委員長 観光商工課長代理。

観光商工課長代理 それでは、新型コロナウイルス

ス緊急資金利子補給事業につきまして説明をいたします。

この事業は、令和2年に新型コロナウイルス感染症が急激に拡大したため制度を創設し、令和2年度中の融資に対し、利子補給を行っているものとなります。新型コロナウイルス緊急資金利子補給費補助金につきましては、事業継続に影響を受けた中小企業者に対して経営の維持、安定を図るために必要な資金を金融機関が中小企業に対して貸し付ける資金に対し、利子補給を行っているものでございまして、令和2年中に融資を受けたということで、令和2年の4月27日から9月30日までの間の融資をした資金になります。融資を受けた事業者数が44件になりますので、その中小企業者の方に対しての融資となります。

岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給費補助金につきましては、令和2年度に岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付要綱に基づきまして、令和2年6月11日から令和3年1月31日までの間に融資を受けた町内の中小企業の当該利子補給を行っているものになります。こちらの実績といたしまして、融資事業者が4名ですので、この金額に対しまして4事業者の利子補給を行うものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 ページ移行します。8ページ。

(なしの声)

委員長 9ページ。

唐仁原俊博君。

6番 9ページ中ほどです。観光費臨時事業の中の委託料、錦秋湖大滝サマーライトフェスティバル事業業務委託料となっています。これ自体はイベントの委託料だと思いますけれども、夏場の期間、錦秋湖大滝のライトアップを夜間やっています。旅行メディアに取り上げられるなど注目されているかと思うのですが、夜間駐車場から錦秋湖大滝を見に行くまでが非常に暗

いという声がありました。特に去年とかは熊も出るなど、アクセスが大分しづらかったなと思うのですが、その対策、現状考えられておりますでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 答えいたします。

委員おっしゃるとおり、通路が暗いというような話がございまして、通路のほうには誘導灯的なものをまず町のほうで設置したという部分があります。恐らくそれでもまだ暗いというような意味合いのことかと思われます。実際その敷地といいますか土地について、まずダム所有地ということになりまして、町のほうで実はそういう外灯等を設置するというのは勝手にやってはいけないことで、そこは相談の仕方だとは思いますが、まずダムのほうとは今協議をしているところですので、そういう形で何とか対応できるようなふうには考えたいと思っていますところ。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 ダムとの協議が必要ということなので、協議していただいて、せっかく来ていただいた方がこれでは暗いとか、行ってみただけでも、暗かったからやめておいたほうがいいのかというわきが広まる前に対応していただければいいかなと思います。

委員長 中村ひとみ君。

4番 同じく観光臨時事業の、ちょっと小さいのですが、弁天島の整備管理について伺います。

(資料のページの声)

4番 資料のページは9ページです。そして、説明書のほうは69ページになります。

弁天島、結構広くて、両方、川のほうに下りていく道もあるのですが、割と草の除草が、管理がうまくいっていないように見かけたのですが、その辺りどのような形になっているのかお伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

予算説明書のほうの事業の目的及び概要の部分に弁天島の表記がございます。実際弁天島につきましては、まず厳島神社というような部分があるのと、あと町道の欄干として赤い橋、欄干みたいな部分があったりして、風光明媚な場所ということなのですが、ここ自体は私どもも観光資源というようにと捉えているものですし、パンフレット等にも掲載はしているのですが、実際の管理自体につきましては、その神社は神社を管理するところがありますし、町道としては道路管理者である町がというようなところでございますので、観光商工課、当課としてその部分を特別に何かやっているということではございません。こういう弁天島というような部分も観光資源としてありますよという表記上の資料の部分でございます。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4 番 では、そういった整備などの管理はしていないということで、そうしますと管理に関しては神社ですとか地区が管轄をするという形になっていますでしょうか。それは、地区の方とのそういう意思の疎通といいますか、その辺りはできておりますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 町といたしましては、特にその弁天島については観光的なスポットとしては捉えておりますが、町管理ではないというのはそのとおりでございます。そういう約束事があるかということ、特段そういうふうな取決めもあるものではございません。

以上です。

委員長 真嶋実君。

2 番 観光費臨時事業、同じ枠にはなりますけれども、JR 特別列車おもてなしイベント謝金ということで、これは金額的にはあまり大きく

ないですけども、一連のイベント等がある中の一部なのか、あるいは北上線の中では停車時間が短くて、どちらかというと北上なり横手なりが中心の列車の中で西和賀をアピールということになるのか、そこら辺の位置づけと流れを教えてください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

特別列車につきましては、例年ですと秋の湯川のきのこまつりが開催されるところに合わせた形でJRのほうと話を進めてきたというような部分がございます。令和5年度は開催されませんでしたし、これから先のところも明確なところはないので、まず想定といたしましては秋の期間のそういう紅葉の時期に特別列車をとというようなことで協議はしていきたいというふうに思っておりますし、またJRの利用促進の部分との関わりもございますので、そこは話を一緒にしながらというふうに思っております。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 同じく観光費臨時事業の中で、まず雪あかり in にしわが事業補助金についてです。ほかの、例えば錦秋湖マラソンとか湖水まつりとかの事業補助金もあるのですが、まずこの雪あかりに関しては、町は実行委員会の中でどういう関わりをしているかというのを教えてください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

雪あかりにつきましては、町は実行委員会の中に入っているということで、まず財政的支援ということで補助金を出しているという部分はございます。主体的に進めてきたのは、西和賀町の商工会というところになってきますので、その実行委員会に所属しながらも、町はいろんな情報発信の分もあれば、あとは駐車場の分に対応するとか、そういう部分で一体的になってイベントを盛り上げて誘客を図るというような

立場にあると思います。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 商工会が事務局の中核を担っているというのは理解した上でなのですけども、町として雪あかりをどういうふうにしていきたいというふうな考えというのは現状あるのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

雪あかりですけども、何といっても町にとっての冬期間の一大イベントというか、誘客につながる事業というふうに捉えております。実際これまでも入り込み客数を取ってみると、今年度については、商工会調べでは8,300人くらいの方がやっぱり来ているというようなこともございます。あと、雪あかりに取り組む各種団体ですとか、今はそれぞれの地域で取り組んでいるということからも、そういうのは地域づくりという部分にも大きく貢献している部分はあるのだろうというふうに捉えています。

また、誘客というところから地域との関わりも生まれて、交流人口とか関係人口づくりにも多大な効果を与えているものと捉えておりますので、雪あかりにつきましては実行委員会の中に入りながら応援するような形で進めていくものと捉えています。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。今答弁いただいたように、雪あかりは側面が2つあって、1つは地域の人たちの楽しみというのと、もう一つは外から来るお客さんという2つあると思っています。今年の雪あかりなんかも、どこから来たのですか、どうして来たのですかというのをいろいろ聞いてみたのですけれども、仙台から来たカップルとか、盛岡から来たカップルとか、北上から来た高校生女子3人組とか、結構若い客層で来られているお客さんというのがかなり見受けられたなと個人的には思っています。

そのときに、もちろん地区の人たちのお振る舞いとか、そういうのでも楽しんでくれるのだけれども、これは恐らくそういう形で来た人たちは、もっとお金を使ってくれるのではないかなとも思います。なので、出店であるとか物販であるとか、もっと力を入れて、もっと楽しんでもらえるのではないかなというふうに感じています。これは、当然実行委員会としてどうやっていくかということを考えるときに、町の一存ではないとは思いますが、さらに西和賀の雪あかりを認知してもらって、もっと人に来てもらって、もっと楽しんでもいただくということを考えられるのではないかなと思うのですけれども、ご認識いかがでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、雪あかりですが、当初のスタートとしましては、割とそういうふうな出店とか、そういうイベント性が高いというものでもなく、割と静かな町の風物詩的なところからスタートしたというふうに私は認識しておりまして、その中で時代の変化、あとは実行委員会の中の意見等を重ねていく段階を経て今のようになっていると、実際のところやっぱり人数もそれくらい多くなってきたというふうなことだろうというふうに捉えています。どういう形が望ましいのかというのは、ここで私は個人的な意見になってしまうので、なかなか述べられませんが、そういう実行委員会の中の話をもっと通しながら、より皆さんに喜ばれるそういう事業というか、イベントというふうにして進めていきたいとは思っています。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。

次の項目で、西和賀町宿泊助成事業補助金、これは合宿とかの利用を想定していると思いますけれども、こういう事業がありますよというものの周知というのはどういうふうに行われてい

るでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、この事業につきましては、旅館を活用してもらうという旅館の事業者支援という一面もあれば、確かにそういう合宿として町を訪れる方々の負担軽減という面もございます。

周知につきましては、主にこの事業を使われてきたのは湯本のプールですとか、あとはボート大会が開催される高校生ですとか、あと過去には実業団のソフトボールチームなども来た部分でというようなことだったというふうに記憶しています。周知の方法としては、旅館自身に対してこの事業を説明して、まず旅館のほうからも提案というか、そういうお客さんに対して働きかけを行ってもらうということもあると思いますし、あとはスポーツ大会等で利用される施設の管理者ですとか、そういう部分に対しても事業内容をお知らせして、そこから来町されるそういうふうな団体等への働きかけを行うというところも行っています。あとは、やはり全体的にもそういう補助事業の対象となる方々に対しても積極的に来ていただきたいという面もあるので、その点については今は町のホームページのほうには掲載しているという状況ではございます。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 ボートとか温水プールとか、あるいは志賀来のクロスカントリーのコースとか、いろいろと組み合わせられるものがあるかなと思うのですけれども、例えば近隣の大学であるとかの部活動、サークルとかに対して、こういうのがありますからどうですかというふうな案内を送るのもありではないかなと思うのですけれども、そういうのは現在はされていないですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

補助要件的な部分でいきますと、現在の要綱

ですと10人以上の団体で3日以上泊まって、延べ40人に対して30万円を上限として3分の1の補助みたいな形の内容になっておりますので、まずそれに合致するかというところもあるのですけれども、特段ポイントをその大学生に絞ってとかという部分は実際やっておりませんで、まず外向けといたしましてはホームページを活用してというのはあります。あとは、先ほど申しましたとおり、そういうふうな可能性があるところがこの補助事業の内容を捉えていただいて、発信してもらいたいというふうに考えているところです。

以上です。

委員長 唐仁原俊博君。

6 番 いろいろと関連する事業者の総意を取りながらでないと進めるのも難しいかなと思いますけれども、特に冬場、お客さんの数が減る時期などにも施設の回転率といいますか、それもあるし、宿泊客も来てくれるしとなれば、悪い話ではないのかなと思います。なので、今後どういう形で周知するのがいいか、もしくはまたこの補助金の適用される形が今の形でいいかなど検討していただければなと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 皆さんにお願いしておきます。予算審査は、お願いや要望をする場ではありませんので、ご留意願います。

では、進行します。10ページに移行します。

質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 11ページ。

中村ひとみ君。

4 番 11ページの、説明書は71ページです。観光資源環境整備事業、カタクリ群生地が入っていますけれども、ほか2か所のカタクリ群生地のこちらの整備のほうはどのような形になっていますでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

カタクリ群生地につきましては、まず町内には貝沢ですとか安ヶ沢ですとか、あと廻戸とか無地内とかあるのですけれども、維持管理という面につきましては具体的に言いますと貝沢ですとか、そこでは貝沢牧野組合が維持管理を担っているとか、あと安ヶ沢でも地域のほうで担っているというような形になっているものです。

実際町のほうでは、カタクリ群生地、カタクリも観光資源というようなところで捉えておまして、春にはカタクリ回廊というような催しを行い、そういう関係機関、関係機関というか、その地域の方々と一緒に話し合いを持ちながら誘客を図っているというようなところでございます。町としては、カタクリ回廊の時期にそういうイベント等があるというようなところですか、あとはそこがポイントですというような形で情報発信は行っているという部分でございます。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4 番 皆さん高齢でも元気に頑張っていますけれども、やはりちょっと体力的には厳しいようでして、今後管理に関して、草を刈ったりですとか、そういった管理というのがだんだん厳しくなって、自治会、地区ではちょっと維持ができなくなってきた場合は協議の上という形になりますでしょうか、町のほうと。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

観光資源というか、地域でこれまで取り組んだ部分につきましては、やはり高齢化ですとか少子化ですとか、そういう観光資源だけではなく、そういうふうな状況というのは多分出てくるといような、きているのだというふうに捉えているところです。それを町として対応できるかという、そこはやっぱり今既に町でもかなりの部分を行っている部分がございます。町が今観光資源として捉えて管理を行っているところ

ころは、やはりそういう地域から外れた、町が管理しなければならないような部分を担っているということもございますので、そこからさらに広げた形で対応するというのは正直難しいというふうに考えますので、実際そういう施設については、どのような形で対応していくべきかというのは検討していくことになるのだろうというふうに思います。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4 番 ありがとうございます。

すみません、またちょっと戻るような形ですが、弁天島の件なのですけれども、弁天島、先ほどの質問ちょっと間違っていました、私も理解ができていなかったのですけれども、やはり町の観光資源として弁天島がありますよね。それで、景勝地ということですので、この整備事業のほうに弁天島を入れるほうがいいのではないかなと私は思ったのですが、いかがでしょうか。魅力度アップですとか、あと草が生えていますと蛇ですとか熊ですとかいろいろあって、安全面でもきちんと管理をしないといけないのかなと思いますので、そういったところもちょっとご検討いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

捉え方といたしましては、個別の話になって恐縮ですが、弁天島についてはやはりそういう管理する主体がおりますので、主体があるところはきっちりと主体に管理をしてもらいたいというふうに捉えております。町としては、今実際にそういう主体がないところで町が進めてきている部分は、しっかりと対応していきたいというふうには捉えております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、次のページに移行します。12ペ

ージ。

(なしの声)

委員長 13ページ。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れなどありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで観光商工課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第31号 令和6年度西和賀町温泉事業特別会計予算についての審査に進みます。観光商工課長より予算の概要説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、説明いたします。座って失礼いたします。

令和6年度の温泉事業特別会計歳入歳出予算につきまして、概要等は令和6年度西和賀町温泉事業特別会計予算にて説明を申し上げます。ご確認いただきたいと思います。

まずは、歳出について説明いたします。7ページをお開きください。10節需用費の消耗品費は、砂ゆっこの砂風呂で使用される珪砂や源泉スケール防止剤などの購入経費となります。光熱水費は、各源泉施設の電気料となります。修繕料は、温泉施設緊急対応の修繕費用となっております。11節の役務費は、温泉会館ほっとゆだに設置している公衆無線LANサービスの通信運搬費ですとか、建物共済保険料となります。12節委託料は、各公共温泉施設の維持管理料、委託料や設備保守管理委託料となります。13節使用料及び賃借料の土地借上料は、ほっとゆだ駅舎敷地料と下水道埋設管占用料となります。14節工事請負費は、真昼温泉のエアパイプ交換工事、砂ゆっこの老朽箇所修繕工事等とし

て、男女の砂風呂屋根、外壁の修繕費用が主なものとなっております。

続きまして、歳入ですが、6ページを御覧ください。1款1項1目温泉使用料は、西和賀町温泉条例による温泉使用料や各公共温泉施設の入浴料を見込んでおります。

2款1項1目利子及び配当金は、温泉開発整備基金に係る利子を歳出で計上し、温泉開発整備基金積立金として同額を基金に繰り入れるものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

3款2項1目基金繰入金は、温泉開発整備基金からの繰入金で、同額を歳出で計上し、一般会計に繰り出し、民間温泉の支援に充てるものとなります。

5款2項1目雑入のほっとゆだ共有施設J R負担金は、J Rとの合築施設であるほっとゆだの町が一括管理している部分についてのJ R負担分となります。その他自動販売機等電気使用料収入がございます。

以上で観光商工課温泉事業特別会計歳入歳出の概要説明を終わりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

11番 先ほどはバーデンについてお伺いしましたけれども、今回温泉会館指定管理料から丑の湯、真昼温泉から入浴者の人数等をお願いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

令和4年度の実績というところでは、真昼温泉では1万4,267人の利用となっておりますし、丑の湯では1万7,768人の利用となっております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 ほっとゆだと砂ゆっこの分もお願いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

ほっとゆだにつきましては3万4,674人です。
砂ゆっこにつきましては2万8,967人となっております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 令和4年度ということですね。

(令和4年度ですの声)

1 1 番 その後のデータ等はカウントはされてお
るのか、その点伺います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 カウントはしておりまして、毎月
何人という形で積み上げは行っております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 ちなみに、令和5年度も分かりますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

1月末現在までの数字の取りまとめとなっております。
令和5年度、ほっとゆだは1月末までの人数では3万6,796人となっておりますし、
砂ゆっこは2万4,678人となっております。あと、
ちなみに丑の湯ですと1万3,937人、真昼温泉は1万750人
となっております。ちなみに、2月の数値は3月10日までの
実績報告ということで分かるようになっております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第31号 令和6年度西和賀町温泉事業特別会計予算については審査をひとまず終わ
りたいと思いますが、これにご異議ありませ

んか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで観光商工課の審査をひとまず終了し、
次のさわうち病院の審査に移るため、3時5分
まで休憩いたします。

午後 2時53分 休 憩

午後 3時05分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、議案第32号 令和6年度町立西和賀
さわうち病院事業会計予算についての審査を進
めます。さわうち病院事務長より予算の概要説
明を求めます。

さわうち病院事務長。

病院事務長 お疲れさまでございます。西和賀さ
わうち病院になります。令和6年度当初予算説
明を申し上げる前に、当委員会に出席させてい
ただきます職員を紹介させていただきます。主
任の赤石広光です。主な業務は、会計処理全般
を行っております。私は、事務長の東清彦と申
します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。
令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計予
算案についてご説明いたします。

なお、概要につきましては、今議会初日の議
案上程の際に提案理由として説明申し上げてお
りますので、ただいまはいわゆる3条予算の収
益的収支と4条予算の資本的収支の概況につい
て説明申し上げます。

予算書の23ページを御覧ください。最初に、
病院事業費用について要点を申し上げます。給
与費には6億352万5,000円を見込んでおります。
この支弁対象者は、医科医師2名と歯科医師1
名、看護師32名、その他の医療技術員16名、事
務職員4名の計55名であります。また、会計年
度任用職員に係る人件費は、5節の給料と10節
の手当にそれぞれ26名分を計上しております。
この支弁対象者は、医科医師1名、歯科医師1
名、看護師3名、歯科衛生士1名、事務職員等

20名であります。

24ページ、2目の材料費についてですが、9,502万1,000円を計上しております。これにつきましては、それぞれ本年度の実績を参考に積算して計上いたしております。

25ページを御覧ください。3目経費ですが、前年度より1,533万3,000円増の2億3,608万4,000円を計上しております。増となる主な理由については、3節職員被服費において看護師を除く医療スタッフ等へのユニホーム貸与を2年ごとに行っておりまして、令和6年度が貸与年度となることから購入費を増額しております。4節消耗品費では、公用車2台分のスタッドレスタイヤ購入費49万4,000円を計上しているほか、6節光熱水費のうち電気料で120万円の増と、7節燃料費のうち暖房燃料費において暖房用チップと重油、公用車燃料費等合わせて127万4,000円ほどの増額を行っております。また、10節修繕費のうち病院施設修繕費で、定期点検で指摘のあった吸引ポンプ分解装置、酸素供給装置、外気処理ユニット高性能フィルター交換等を予定し、合わせて341万4,000円を計上しております。12節賃借料では、通所リハビリ等で使用しております公用車については廃止をして、代わる車両をリース車両にすることとして52万6,000円を、また睡眠時無呼吸症候群治療機器リース料として83万2,000円を、さらに昨年12月よりリース対応としていた財務会計システム利用料等により、昨年度より168万6,000円を増額しております。

また、26ページになります。14節委託料です。委託料では、賃金の見直し等により維持業務委託料が193万6,000円の増額、令和5年12月に更新いたしました電子カルテ・レセコンシステム保守料が95万3,000円の増額、画像管理システム保守料については、こちらについては令和4年10月に更新したのになります。1年間の保証期間が終了したことで97万3,000円の保守料の増額を行っております。

29ページを御覧ください。16節出張診療費ですが、令和5年度途中から診療応援をいただいております岩手県立中部病院、盛岡市立病院からの診療応援の継続を見込みまして、299万4,000円増額となります。5,399万4,000円を計上しております。この費用につきましては、常勤医師の負担軽減や研修日の代診医師の確保、専門外来、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、整形外科、神経内科、矯正歯科等の専門診療の実施、また夜間休日に対応する日当直医師の確保のため、所要の額を計上しているものでございます。

4目減価償却費は、前年度より1,253万4,000円増の9,649万1,000円を計上しております。主な増額対象は、電子カルテとなります。

5目長期前払消費税償却につきましては、資本収支における消費税の一括償却による経営圧迫を回避するため、地方公営企業法施行規則で認められている償却でありますけれども、新年度は2,025万4,000円を見込むものでございます。

続いて、30ページを御覧ください。6目資産減耗費、1節棚卸資産減耗費は、破損や期限切れによる薬品、医療材料の破棄等を見込み60万円を、2節固定資産除却費は更新を予定している医療機器の減価償却残額除去額として60万円、合わせて120万円を計上しております。

これら医業費用のほかに企業債利息などの医業外費用402万5,000円、特別損失、予備費を含めた病院事業費用の総額を10億5,936万2,000円に計画するものであります。

続きまして、20ページにお戻りいただきたいと思います。病院事業収益の部分についてご説明いたします。医業収益のうち入院収益につきましては、前年度を858万5,000円上回る3億6,013万2,000円としております。これについては、令和5年度の実績を基に1人当たりの単価を掛け合わせて算出した額となっております。外来収益については、令和5年度の実績を基に1,900万円余り減額し、2億4,216万8,000円を

見込んでおります。患者数につきましては、入院については病床稼働率の目標を70%に設定することで、年間で延べ1万220人、外来は前年度の実績を参考にいたしまして医科外来が1万9,460人、歯科外来が6,399人としております。この人数につきましても、令和5年度の収益状況を見ますと、特に入院収益の計画につきましては、相当の経営努力が必要であると承知しているところではありますが、新たに策定いたします病院経営強化プランに基づきまして、医師をはじめとする医療スタッフの確保や医療機器の更新、各種修繕等については、優先度を考えながら対応することで経費削減に努めるなどして増収に努めてまいりたいと思っております。

3目その他医業収益では、1節他会計負担金は、繰入れ基準に基づき救急医療の確保に要する経費と保健衛生行政に要する経費の合計で、3,973万4,000円を予定しております。3節成人病収益は、65歳以上を対象とするシニアドックの受検者増を見込み、前年度より115万7,000円増の1,486万1,000円を、5節介護保険収益は訪問看護と通所リハビリ対象者が増えてきていることから、前年度より169万2,000円増の910万2,000円をそれぞれ予定しております。

21ページを御覧ください。2項医業外収益、2目他会計補助金につきましても同様に繰入れ基準に基づくもので、僻地医療の確保に要する経費や不採算地区病院の運営に要する経費などで、前年度より1,172万6,000円増の2億2,730万9,000円を見込んでおります。この要因といたしましては、支出において光熱水費や燃料費、修繕費などの経費の増が主なものとなっております。病院内においては、院内で働く全ての職員が共通意識を持って継続した経費節減の取組を実施しておりますので、それらを継続していき、少しでも一般会計からの補助金額を減少できるように努めていきたいと思っております。

4目長期前受金戻入につきましては、国庫補助金などで取得した資産の当該年度の償却分を

収益として計するもので、5,413万6,000円を見込むものでございます。

これらの病院事業収益の総額は9億7,470万6,000円で、収支差引き8,465万6,000円の欠損金を見込んだ予算となります。しかしながら、現金支出を伴わない退職給付引当金、減価償却費、長期前払消費税償却、資産減耗費などで1億3,800万円余りを計上していることなどから、現金が不足するという事態には陥る心配はございません。

続きまして、資本的収入及び支出予算について説明いたします。9ページを御覧いただきたいと思います。初めに、支出計画から申し上げます。建設改良費における設備費ですが、自動血球分析装置や個人用多用途透析装置等の更新等で合わせて1,249万円を計上しております。

2項1目企業債償還金のうち元金分3,457万9,000円を計上し、資本的支出の合計は4,729万3,000円となります。

8ページを御覧ください。資本的支出の財源について申し上げます。企業債930万円、他会計出資金66万4,000円、他会計負担金3,457万9,000円、県補助金275万円で、収入の合計も同額の4,729万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 事務長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許しますが、質問の際ページ数を明示の上、質問をお願いします。質問ありませんか。

高橋宏君。

8番 私から、4項目ほどお願いいたします。

最初に9ページ、今説明もあったのですけれども、自動血球分析装置、この装置の更新なのか、新しく導入するのか、これを入れたことでの改善点、メリットはどういうことになるのかについてお願いいたします。

20ページ、入院収益、下がっているということだったのですけれども、以前は包括ケア病床でかなり改善したという時期がありました。それもなかなか増えていかないのかなということ。あと、レスパイト入院についてはどのような見込みであるのかについてお願いいたします。

あと、25ページの自動車リースということだったのですが、ちょっと聞き間違いというか、聞き逃しかもしれないのですけれども、昨年たしかを購入したと思うのですけれども、これはまたそれとは別のことなのかということ。

あと最後は29ページで、出張診療ということでかなり応援をいただくと。働き方改革ももちろんだと思います。医師住宅を新たに造った分でかなり昨年度も稼働率がいいということでした。今年度もこういうことに医師住宅が使われて、稼働率はかなりいい方向でいくというふうな見込みであるのか、その点についてお願いします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 それでは初めに、9ページになります。自動血球分析装置の部分のご質問にお答えしたいと思います。

今計上させていただいております器械につきましては、新たに更新するものになります。現在使っている機器につきましては、平成25年に購入した機器となっております、10年以上が経過しております。これまでも何度か補正予算等で修繕をお願いしてきたところですが、今後長期的に使用できる保証がないということで、今回新たに更新をお願いするものになります。この器械、現在の稼働率というか実績につきましては、年間約6,000件ほど検査、検体を採取して実施しているということになります。収益については、約130万円ほどの収益を見込んでいるというような状況になります。

あと次に、20ページの入院収益の部分になります。現在さわうち病院では、一般病床40床のうち33床を包括ケア病床として届出を行ってお

ります。包括ケア病床は、まず入院してリハビリ等を行って、元気になって自宅に戻っていただくというような病床になりますが、実際病床に入られる方々の人数もやはり減少してきているという傾向です。

レスパイト入院のご質問もございましたが、レスパイト入院、過去5年間で見ますと大体10人から、多いときには19名というときもありましたが、日数的にも200日程度ということになっております。今年度についても何件かレスパイト入院の受入れは行っておる状況です。

あと、続きまして25ページになります。リース車両の部分です。院長車、医師送迎車として、昨年ですか、中古車を購入させていただきました。今回お願いしておりますのは、訪問リハビリで使用しております病院で所有しておりました車になります。年数もかなり経過して、キロ数も走っているということで、今年度、令和6年度で車検の予定でしたので、その車両、患者さん等も乗せる車両になりますので、その部分をリース車で対応したいと。現在ある部分については、廃車にしたいというふうに考えてございます。

あとは、29ページの部分です。出張診療費の部分になりますが、現在様々な病院さんから多くの診療応援をいただいております。正確な数字はちょっとあれですが、トータル大体30人ほどのお医者さんに何らかの形で診療の応援を手伝っていただいております。昨年建設いただきました医師住宅につきましては、主に研修医と言われる初期研修医の先生方にお泊まりいただいている、昨年度はお泊まりいただいております。応援医師の先生方については、当院の公用車、あるいは町内タクシー会社さんをお願いして送迎をしているというような状況で、応援医師の先生については現在のところまだ新しい医師住宅には泊まっていない状況になります。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第32号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これでさわうち病院の審査をひとまず終了し、本日の日程を終了します。

次週3月11日は、午前9時30分から健康福祉課の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時28分 散 会